# 令和7年度(2025年度)

東京都就職氷河期世代等 待遇向上支援助成金 (郵送・窓口)申請の手引き



東京都産業労働局

## 目次

$\cup$	Ж	記りた我・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Z
0	注	意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
0	東	京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金申請等について・・・・・・・・・・・ 4
	1	助成金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	2	交付要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	3	交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	4	手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	5	申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	6	交付申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	7	交付決定通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
	8	交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更・・・・・・ 17
	9	現地確認 (進捗状況の確認)・・・・・・・・・・・・・・・ 18
1	0	実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
1	1	対象労働者への支援事業の実施 (3か月間の支援期間)・・・・・・・ 19
1	2	額の確定通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1	3	助成金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1	4	助成金交付決定の取消し、助成金の返還・・・・・・・・・・ 23
1	5	注意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
0	書	類記入例・記入上の注意点等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
参考	夸	日本標準産業分類(大分類)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

### 用語の定義

- 1 事業主とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主のことをいいます。
- 2 中小企業事業主とは、その資本金の額若しくは出資の総額(以下「資本金等の額」という。)が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ)又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主のことをいいます。

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類(令和5年7月27日付け総務省告示第256号)による業種区分とします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下	また	100人以下
卸売業	1 億円以下	たは	100人以下
その他の業種	3億円以下	101	300人以下

- ※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。
- 3 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所(以下「雇用保険適用 事業所」という。)によらず、労働者が勤務する事務所(出張所・営業所等を含む。)のことをいい ます。
- 4 正規雇用労働者とは、以下の要件を満たした労働者のことをいいます。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週 30 時間以上)と同じであること。
- 5 有期雇用労働者とは、期間の定めのある労働契約を締結している労働者のことをいいます。
- 6 支援期間とは、交付対象事業主が対象労働者に対して支援を行う3か月間の期間のことをいいます。 (申請回ごとに支援期間が定められています。)
- 7 メンターとは、対象労働者に対し、東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第4号に定める支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいいます。



### 注意事項

#### 【申請にあたって】

- ○申請にあたっては、必ず TOKYO はたらくネットに掲載している最新版の手引きをご覧ください。
- ○各種申請等に必要な書類・様式は必ず<u>令和7年度</u>の書類・様式をダウンロードして使用してください。
- ○鉛筆・消せるボールペン、修正液・修正テープは使用禁止です。
- ○**様式は必ず原本**を提出してください。印影・自署がカラーコピー又はデジタル処理されている様式は、**提出後に発覚した場合**も含め再提出となります。
- ○受付期間終了間際に提出された交付申請書又は実績報告書に不備があった場合は、短い期限で再 提出等をすることになります。余裕をもってご提出ください。

#### 【第6回(最終回)の実績報告締切日について】

第6回の実績報告締切日が令和8年3月18日(消印有効)と、他の回より早めに設定されています。消印が実績報告締切日を過ぎた書類は受付できませんので、第6回の申請事業主は、実績報告が提出期限切れとならないようご注意ください。

#### 【書類の修正・再提出について】

申請時には『申請の手引き』の記載内容をよく確認し、書類を作成してください。 誤って記入した際は、実印(印鑑証明書と同じ印鑑)を用いて訂正印を押してください。 それ以外の方法で修正したものについては、原則として書類の再提出になります。

#### 【提出代行について】

都の審査担当者が申請内容、書類の体裁、誤字脱字等に関して確認する場合は、提出代行者にご連絡します。ただし、事業主の運営実態・労務環境、支援の取組み、就業規則等の内容についてのご確認は事業主に直接行います。(提出代行者からのご連絡があってもご回答できません。)

#### 【クレジットカード等による納税】

クレジットカード又は QR コード読み取り方式による税金の支払いについては、納税証明書に「地方税法第 747 条の 7 の規定により、地方税共同機構が指定する機構指定する機構指定納付受託者に納付の委託が行われております。」の記載があれば納付済みとして扱います。

### 申請等について

#### 第1 助成金の目的

本助成金は、就職氷河期世代・シニア世代の方が、正規・非正規雇用を問わず、長く働き続けられる労働環境を整備し、待遇向上に積極的に取り組む中小企業等に対して助成金を交付することにより、労働者の雇用安定を図ることを目的とします。

#### 第2 交付要件

- 1 対象となる事業主
  - 助成金の交付対象となる事業主は、次の各号を全て満たしているものとする。
  - (1) 中小企業事業主であること。
  - (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
  - (3) 対象労働者を採用後、1か月を経過していること。
  - (4) 交付申請日時点で、対象労働者が在職し、支援可能な状況にあること。
  - (5)対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇い入れに係る事業所で雇用する労働者を解雇等事業主の都合で離職させていないこと。ただし、次のア、イに該当する場合を除く
    - ア 当該労働者の責めに帰す理由による解雇
    - イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
  - (6) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号)に 規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
  - (7) 法人都民税及び法人事業税(個人事業主の場合は、個人都民税及び個人事業税)の未納がないこと。なお、未納とは、納付する義務のある者が、定められた期間内に金銭等を納めないことをいいます。 ※クレジットカード又はQRコード読み取り方式による税金の支払いについては、「地方税法第747条の7の規定により、地方税共同機構が指定する機構指定する機構指定納付受託者に納付の委託が行われております。」の記載があれば納付済みとして扱います。
  - (8) 交付申請日の前日から起算して5年前の日から交付申請の前日までに重大な法令違反等がないこと。
  - (9) 労働関係法令について、次のアからケを満たしていること。
    - ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の地域別最低賃金額を上回っていること。
    - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業 時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
    - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、交付申請日の前日から起算して過去5年間 に「時間外・休日労働に関する協定(36 協定)」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限 時間(特別条項を付帯した場合はその上限時間)を超える時間外労働をさせていないこと。
    - エ みなし労働時間制(事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制)において、労使協定又は 労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
    - オ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月以内の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。
    - カ 交付申請日の前日から起算して5年前の日から交付申請の前日までに労働基準法に定める時間 外労働の上限規制を順守していること。 (原則として、時間外労働は月 45 時間以内、年 360 時 間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月 100 時間未満、複 数月平均 80 時間(年6か月まで)、時間外労働が年 720 時間以内(ただし、いずれも特別条項付 きの 36 協定締結が必要))

- キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- ク 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。
- ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興 飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこ と。
- (11)暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第 2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第 2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員 若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (12) 同一の対象労働者について、国の特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) の支給決定を受けていないこと。
- (13)上記(1)~(12)の規定にかかわらず、知事が適正でないと判断した場合は、交付対象とならないことがあります。

#### 2 対象となる労働者

- (1) 対象労働者について、次のア~ウのいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 正規雇用労働者として採用された場合

採用された日から3か月間の支援期間終了の日まで、同一の事業主との間で正規雇用労働者として雇用契約が継続し、都内の事業所に継続して勤務かつ在籍している労働者であること。

イ 有期雇用労働者として採用された日から6か月未満の日までの間に正規雇用労働者に転換された場合

採用された日から3か月間の支援期間終了の日まで、同一の事業主に正規雇用労働者として雇用契約が継続し、都内の事業所に継続して勤務かつ在籍している労働者であること。

- ウ 有期雇用労働者として採用され、有期雇用労働者として継続して雇用されている場合 採用された日から3か月間の支援期間終了の日まで、同一の事業主に継続して有期雇用労働者とし て雇用されており、都内の事業所に継続して勤務かつ在籍している労働者であること。また、申請 事業主において、有期雇用労働者が社会保険に加入していること。
- (2) 正規雇用等コース

次のア又はイのいずれかに該当していること。

- ア 国が実施する、特定求職者雇用開発助成金の就職氷河期安定雇用実現 コース(以下「就職氷河期コース」という。)の支給対象となった労働者であること。
- イ 令和4年度以降(採用時に55歳以上の者(以下「シニア世代」という。)は令和6年度以降)に実施する就職支援事業に参加し、同事業を公益財団法人東京しごと財団から受託する事業者から職業紹介を受け、採用された労働者であり、次の(ア)又は(イ)に該当していること。
  - (ア) 当初から正規雇用労働者(有期雇用労働者として採用し6ヶ月未満で正規雇用労働者へ転換した者を含む)として採用された労働者であること。
  - (イ) 有期雇用労働者(労働契約書に記載された労働契約期間(以下「労働契約期間」という。) が3年以上(シニア世代は2年以上)の者に限る。) として雇用されている労働者であること。
- (3) 安定有期雇用コース

令和4年度以降(シニア世代は令和6年度以降)に実施する就職支援事業に参加し、同事業を公益 財団法人東京しごと財団から受託する事業者から職業紹介を受け、有期雇用労働者(労働契約期間が 1年以上3年未満(シニア世代は1年以上2年未満)の者に限る。)として就職した労働者であること。

- (4)都の就職支援事業に参加する前に雇用の内定を受けていないこと。
- (5) 雇用された日の前日から起算して3年前の日から雇用された日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所と雇用関係にないこと。

- (6) 雇い入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条)でないこと。
- (7)派遣労働者の場合は派遣元の事務所が、出向者の場合は出向元の事務所が、テレワーク利用の場合は所属する事務所がそれぞれ都内であること。
- (8) 令和4年4月1日以降(シニア世代は令和6年4月1日以降)に雇用されていること。
- (9) 対象となる就職支援事業は、次のア~ケである。

计象
†象
†象
<b>†</b> 象
小家
働者とし
はその採
<sup></sup> 合が 35 歳 ₹
ς

<sup>※1</sup> 東京都の支援事業の詳細については、下記URLでご覧ください。

#### 3 支援事業等の実施

#### (1) 支援事業

交付申請した事業主は、対象労働者に対して、支援期間 (3か月間) のうちに以下の支援事業を 行ってください。

- ア 3年間(安定有期雇用コースは1年間)の指導育成計画書の策定
- イ 指導育成計画書に基づく2時間以上の研修の実施
- ウ メンター(指導育成者)の選任及びメンターによる3回(3日)以上の指導
- (2) 退職金制度整備加算(正規雇用等コースのみ)

新たに退職金制度を整備(導入)して加算を受ける事業主は、(1)の実施のほか、支援期間中に 以下のいずれかを行ってください。

- ア 新たに退職金制度を整備し、労働基準監督署へ就業規則、賃金規程、退職金規程、そのほかこれらに付随するもの(以下「就業規則等」という。)の届出を行うこと。
- イ 新たに独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が運営する中小企業退職金共済制度(以下「中退共制度」という。)に事業主として加入し、退職金共済手帳の交付を受けること。

<sup>※</sup>雇用創出安定化支援事業及び原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業の募集は、令和5年度に終了しました。

#### 【交付申請時の注意事項】

- ①以下のア又はイに該当する場合、退職金制度がないとみなします。
  - ア 就業規則等に退職金に関する記載が全くない。
  - イ 就業規則等に退職金は支給しない旨の記載がある。
- ②支援期間開始前に、既に退職金制度が就業規則等に定められている場合や中退共制度その他の 退職金共済制度等(建設業退職金共済制度、林業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、 特定退職者共済制度等)に加入している場合(従業員の一部のみが加入している場合を含む) は申請できません。
- ③交付申請時に直近の退職金規定の無いことが分かる就業規則等(所轄労働基準監督署の届出印のあるもの)を提出し支援期間開始後速やかに着手し支援期間中に手続きを完了してください。
- ④交付申請時に退職金制度が無いことを確認するため、交付申請日前の施行日になっている最新 の就業規則等(監督署の受付印のあるもの)をご提出ください。
- ⑤以下のア、イ又はウに該当する場合、本助成金の退職金制度整備加算の申請はできません。
  - ア 本助成金の退職金制度整備加算を以前に申請し、退職金制度整備加算の交付決定を受け た。
  - イ 正規雇用等転換安定化支援助成金又は若者世代職場定着促進助成金の退職金制度整備加 算を以前に申請し、退職金制度整備加算の交付決定を受けた(申請中の場合も含みます)。
  - ウ 平成 29 年度まで実施していた「東京都正規雇用等転換促進助成金」の中退共加算を申請 し、中退共加算の支給決定を受けた。

#### 【制度整備時の注意事項】

- ①退職金制度を導入し、就業規則等を労働基準監督署に届け出る場合、改正後の就業規則等(退職金規程含む)の施行日及び労働基準監督署の受付印が支援期間外の日付であった場合は加算対象外となります。
- ②中退共制度への加入による加算対象となる事業主は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律 第160号)第2条第1項に規定する事業主となります。
- ③個人型の確定拠出年金制度(例:ideco、ideco+)を新たに導入することによる退職金制度の整備は加算の対象とはなりません。

#### (3) 結婚・育児支援制度加算(正規雇用等コースのみ)

結婚・育児支援制度を整備(導入)して加算を受ける事業主は、(1)の実施のほか、支援期間中に下記に掲げる結婚・育児支援制度のうち、休暇制度から2つ、又は休暇制度及び一時金制度から1つずつ選び、整備(導入)してください。

	①結婚休暇	, -,	従業員が結婚する場合に、1日以上の有給休暇を取得できるこ と。				
	②母子保健健診休暇	母三	母子保健健診休暇を、すべて有給休暇として取得できること。				
休	③妊娠出産休暇	産前と。	産前産後休業期間に <b>連続した有給休暇を1日以上</b> 取得できること。				
暇 制 度	④出産支援休暇	,	配偶者の出産を支援するために、1日以上の有給休暇を取得できること。				
	⑤子どもの看護等休 暇 (ア及びイを両方とも 満たしていること)	ア 子の看護等休暇(育児・介護休業法第16条の2、小学校3年生まで)を、すべて有給休暇として取得できること。					
		イ	イ 子が小学校4年生から6年生に就学している間、子の看護等休暇を年間1日以上、有給休暇として取得できること。				
		ア	結婚祝い金	従業員が結婚した場合に支給			
	⑥一時金制度 アからエのうちから、いずれ か一つ選ぶこと)	イ	新居の移転に 伴う一時金	従業員が結婚のために新居に引っ越した場 合、その費用の一部を支給			
(7		ウ 出産祝い金 従業員又は従業員の配偶者が出産した場 支給					
		工	入学祝い金	従業員の子が小学校又は中学校に入学する場 合に支給			

#### 【各支援制度の注意事項】

②母子保健健診休暇(均等法第12条)

事業主が、妊娠中の女性労働者が妊娠週数に応じて保健指導又は健康診査等を受診するために確保しなければならない回数は以下の通りです。(均等法施行規則第2条の4)

#### ○妊娠中

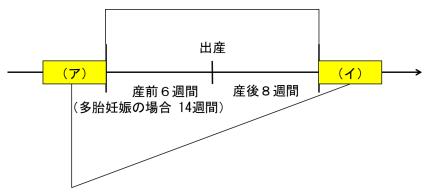
- ・妊娠23週までは4週間に1回
- ・妊娠24週から35週までは2週間に1回
- ・妊娠36週以後出産までは1週間に1回
- ○産後(出産後1年以内)
- ・医師等の指示に従って必要な時間を確保する。

#### ③妊娠出産休暇

以下の図に示す通り、産前産後休業期間(労基法第65条)について、労働基準法第65条に 定める休業期間と**連続した期間(一労働日以上)を、有給休暇として**取得できるよう整備して ください。

就業規則に、産前産後休業期間に連続する有給休暇であることを明記してください。 連続した日が日曜祝日等の会社が休みの日の場合は、営業日が連続する日に有給休暇を取得 できることが必要です。

#### 労働基準法第65条に定める産前産後の休業期間



労働基準法第65条の定めを超えた休業期間

- (ア) 産前6週間より前の部分(一日以上かつ有給の休暇とすること) (多胎妊娠の場合 14週間)
- (イ) 産後8週間より後の部分(一日以上かつ有給の休暇とすること)
- (ア) 及び(イ) のいずれか一方もしくは両方を整備すること

#### ④出産支援休暇

出産日などが土日祝日などの会社の休日に重なった場合でも、他の日に有給休暇を取得できることが必要です。

⑤子どもの看護等休暇

小学校3年生までの子を養育する労働者が、子の看護や学校行事(入園(学)式、卒園式)等のために取得できる休暇は以下の通りです。(育児・介護休業法第16条の2)

- ○子が1人の場合、一の年度において5労働日
- ○子が2人以上の場合、一の年度において10労働日
- ⑥一時金制度

金額が明示されていることが必要です。

エ 入学祝い金制度の整備については、支給の要件に小学校又は中学校のいずれかの入学が 含まれていれば、本加算の対象となります。

#### 【交付申請時の注意事項】

- ①支援期間開始前に、既に当該結婚・育児支援制度が就業規則等に定められている場合は申請できません。
- ②交付申請時に当該結婚・育児支援制度がないことを確認するため、交付申請日前の施行日となっている最新の就業規則等(監督署の受付印のあるもの)をご提出ください。
- ③結婚・育児支援制度整備加算を過去に申請(中止した場合を含む)したことのある事業主は、本加算を申請することはできません。

#### 【制度整備時の注意事項】

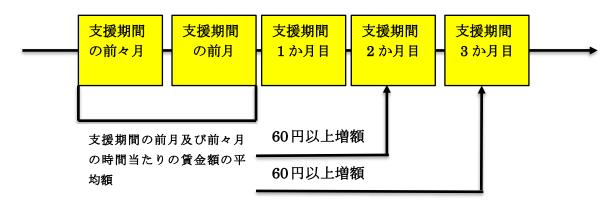
- ①改正後の就業規則等の施行日及び労働基準監督署の受付印(届出)が支援期間外の日付であった場合は加算対象外となります。
- ②本加算制度により整備する休暇は、有給の特別休暇となります。年次有給休暇等の法定休暇の 振り替えでは対象となりません。改正後の就業規則等に、本加算により整備する休暇が有給で ある旨を必ず明記してください。

- ③上記(3)に掲げる休暇制度の整備について、既に無給の休暇として制定している制度を有給 休暇制度として整備した場合は、本加算の対象となります。
- ④就業規則等に当該結婚・育児支援制度に関する記載(③に該当する無給の休暇を除く)が全くない場合に、結婚・育児支援制度がないものとみなします。
- ⑤妊娠出産休暇の場合、労働基準法第 65 条に定める産前産後の休業期間と連続した有給休暇であることが必要です。
- ⑥一時金制度から2つ選ぶことはできません。
- ⑦一時金の支給は現金、口座払い又は厚生労働省令で認められたデジタル払いに限ります。
- (4) 賃上げによる加算(正規雇用等コースのみ)

賃上げによる加算を受ける事業主は、(1)の実施のほか、支援期間中に対象労働者の時間単価を60円以上賃上げ(賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の最低賃金を60円以上上回っていること。)すること。

なお、時間当たりの賃金額の計算は、厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法を準用し、月給制、日給制、時給制及び出来高払制に応じて、様式第11号を用いて計算するものとします。下記「時間当たりの賃金額の計算において計算の対象外となる手当」に定める手当は、時間当たりの賃金額の計算に含めないものとします。

#### ア 賃上げの額



#### 【注意事項】

- ①支援期間の前月と前々月の時間当たりの賃金額の平均額(1円未満切り捨て)と比較して、 **支援期間2か月目、3か月目**の賃金額の**それぞれの時間単価**(1円未満切り捨て)が60円 以上増額していることが必要です。
- ②支援期間の2か月目、3か月目に受け取る賃金(対象とならない手当を除く)の時間単価が、実際に60円以上賃上げされていないと対象となりません。
- ③支援期間2か月目又は3か月目に支払われる賃金の算定期間中に東京都の最低賃金が改定 となった場合、改定後の期間における時間当たりの賃金額が改定後の最低賃金を60円以上 上回っていることが必要です。
- ④支援期間1か月目に支払われる賃金は審査対象外のため、賃上げされているか否かは審査 に影響しません。

本来の給料日が土日祝日となったため、給料の支払い日が前倒し(又は後ろ倒し)になり、2か月目の給料が1か月目(又は3か月目の給料が4か月目)に支払われた場合は、その給料を2か月目の給料(又は3か月目の給料)とみなすことができます。なお、3か月目の給料の支払いが前倒しになった場合や2か月目の給料の支払いが後ろ倒しになった場合の取り扱いも同様となります。

#### イ 賃上げのスケジュール例

- ○第1回(5月)申請
- ○賃金締め支払日 月末締翌月25日支払いの場合

	7/t-=D		• -			0.0	40.0
	手続項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月
<del>+</del> + +7			交付決定日				中华报件事相儿
東京都			中旬から下旬				実績報告書提出
	申請	申請書提出		支援期間			
	労働条件変更通知書		交付決定日~8月末までに対象労働者へ通知				
		5/25支払	6/25支払	7/25支払	8/25支払	9/25支払	
事業主	この2か月の時間当 たり賃金の平均額		の時間当		60円賃上げ	60円賃上げ	]
			の平均額				]
	賃金支払い 賃上げ前 前々月		賃上げ前	対象外だが、	※支援期間2か	月及び3か月目	
		賃上げ前		賃上げしても	が賃上げ対象となる		
		前月	かまわない	(支援期間の前月 当賃金の平均額よ	及び前々月の時間 り60円以上増額)		

#### 【注意事項】

- ①昇給日が、「交付決定日」から「支援期間の2か月目の末日」までとなる必要があります。 ※昇給日とは、事業主が対象労働者の賃上げについて意思決定を行い、その内容を書面により対象労働者に通知した日(労働条件変更通知書等に記載する通知日付)をいいます。 ※交付決定日とは、交付決定通知書に記載されている日付をいいます。
- ②昇給日が交付決定日より前の日又は支援期間の2か月目の末日より後の日となった場合は、 対象になりません。
- ③交付決定日は、支援期間の前月20日頃から月末になります。
- ④賃金計算期間が取組期間内だったとしても、実際の賃金支払日が取組期間外の場合は対象 となりません。

対象とならない例:5月申請 月末締め 翌月10日払い

賃金計算期間 8月1日~31日 賃金支払日9月10日(賃上げ) 賃金計算期間 9月1日~30日 <u>賃金支払日10月10日(賃上げ)</u> (取組期間外)

### ウ 時間当たりの賃金額の計算において計算の対象外となる手当

臨時に支払われる賃金	結婚手当 等
1箇月を超える期間ごとに支払 われる賃金	賞与 等
所定労働時間を超える時間の労 働に対して支払われる賃金	時間外割増賃金(固定残業代を含む)等
所定労働日以外の日の労働に対 して支払われる賃金	休日割増賃金等
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分	深夜割増賃金等
実費補填である賃金及び家族の 有無や毎月の勤務状況により変 動する賃金	通勤手当、家族手当、精皆勤手当、全員に一律に 支給されない住宅手当、燃料手当、工具手当、本 人の営業成績に応じて支払われる歩合給、食費を 補填する食事手当、休日手当 等

#### 第3 交付額

対象労働者数に応じ、下記に定める額を交付します。

#### 【正規雇用等コース】

1 対象労働者数に応じ、下表に定める金額を事業主へ交付します。

対象労働者数	金額
1 人	30万円
2人	60万円
3人以上	90万円

#### 2 退職金制度整備加算について

交付申請日時点で退職金制度が無く、支援期間中(3か月間)に、下記ア又はイのいずれかの退職金制度整備を実施した場合、交付金額に10万円を加算します。

ア 新たに退職金制度を整備(導入)し、改正後の就業規則等(退職金規程を含む)を 労働基準監督署へ届出を行い施行した場合

イ 新たに中退共制度に事業主として加入した場合

加算事項	金額
退職金制度整備	10万円

#### 3 結婚・育児支援制度加算について

交付申請日時点で実施していない結婚・育児支援制度について、支援期間中(3か月間)に、休暇制度から2つ、又は休暇制度及び一時金制度から1つずつ選んで整備(導入)し、改正後の就業規則等を労働基準監督署へ届出を行い、施行した場合、交付金額に10万円を加算します。

加算事項	金額
結婚・育児支援制度整備	10万円

#### 4 賃上げ加算について

対象労働者の支援期間の2か月目及び3か月目に支払われた時間当たりの賃金額を、対象労働者の支援期間の前月及び前々月の時間当たりの賃金額の平均額と比較して、各々60円以上増額している場合、賃上げした労働者数に応じ、下表に定める金額を加算します。

賃上げした労働者数	金額
1人	12万円
2人	24万円
3人以上	36万円

#### 【安定有期雇用コース】

対象労働者数に応じ、下表に定める金額を事業主へ交付します。

対象労働者数	金額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

- ○本助成金の申請は1年度につき1雇用保険適用事業所ごとに正規雇用等コース及び安定有期雇用コース合わせて3人が限度で、上限額は加算を合わせて146万円です。
- ○同一の事業主が、同一の対象労働者について、交付決定を受けられるのは1回が限度となります。
- ○安定有期雇用コースのみの場合、加算はありません。

#### **第4 手続きの流れ ★**(オレンジ色)の部分が事業主の方が行う手続きになります。



国の特定求職者雇用開発助成金を 利用する場合

★特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期コース) の申請



支給決定通知書を受領

#### 都(東京しごと財団)

都の就職支援事業を利用する場合

#### 令和6年度以前 終了事業

- ★雇用創出・安定化支援事業
- ★原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業

#### 令和7年度 実施中の事業

★就活エクスプレス

★ミドルチャレンジ (Job トライ)

★東京しごと塾

★就職チャレンジ多摩(ミドルコース)

- ★ものづくり産業人材確保支援事業 ★成長産業人材雇用支援事業
- ★キャリアチェンジ再就職支援事業



- 〇正規雇用労働者として採用・1か月の定着
- ○有期雇用労働者として採用し6か月未満で正規転換
  - 1か月の定着
- ○有期雇用労働者として採用・1か月の定着

#### ★正規雇用化推進窓口へ交付申請書を原則郵送にて提出

第1回~第6回のいずれかの交付申請受付期間に申請



#### 審査後、都より交付決定通知書を送付



#### ★対象労働者への支援事業の実施(3か月間の支援期間)

- ①指導育成計画の策定
  - ○支援期間開始日から1か月以内に策定
  - 〇正規雇用等コース3年間・安定有期雇用コース1年間
- ②指導育成者(メンター)の選任及びメンターによる指導
  - ○支援期間開始日から2週間以内に選任 ○支援期間中3回以上(3日以上)指導
- ③指導育成計画に基づく研修の実施
  - 〇支援期間中1回・2時間以上
  - ※支援期間終了時に対象労働者が在籍していること。



#### ★実績報告書を提出

交付申請をした回で決められた実績報告受付期間に提出

#### 第5 申請期間

本助成金は、以下のとおり第1回から第6回まで交付申請受付期間があり、各回に応じた支援期間、 実績報告受付期間が設定されています。

予算の範囲を超えた場合は、年度途中であっても申請受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

受付終了時には、ホームページ「TOKYOはたらくネット」にてご案内しますので、申請の際は必ずホームページをご確認ください。

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月1日(木)~5月31日(土)	7月1日~9月30日	10月1日(水)~10月25日(土)
第2回	6月1日(日)~6月30日(月)	8月1日~10月31日	11月1日(土)~11月25日(火)
第3回	7月1日(火)~7月31日(木)	9月1日~11月30日	12月1日(月)~12月25日(木)
第4回	8月1日(金)~8月31日(日)	10月1日~12月31日	1月1日(木)~1月25日(日)
第5回	9月1日(月)~9月30日(火)	11月1日~1月31日	2月1日(日)~2月25日(水)
第6回	10月1日(水)~10月31日(金)	12月1日~2月28日	3月1日(日)∼ <b>3月18日(水)</b>

- ①第6回の実績報告受付締切日は他の回より早いため、提出期限切れとならないようお気をつけ下さい。
- ②窓口の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

土曜日、日曜日、国民の休日、12月27日~1月4日は、受付していません。

- ③支援が確実に実施できる申請回を選択して申請してください。
- ④各回に設定されている**支援期間内に取組が実施できない場合や実績報告受付期間に実績報告の提出がない場合**は、本助成金の交付を受けられません。

#### 第6 交付申請書の提出

事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)を作成し、書類をすべて整えて、各回の交付申請受付期間 に下記担当まで原則<mark>郵送で</mark>ご提出ください。

- ①窓口で提出する場合は、開庁時間内に提出してください。開庁時間外の受付はできません。(開庁時間: 平日の8時30分から17時15分まで)。
- ②郵送による受付は、各回の交付申請受付期間中の消印を有効とします。申請受付期間中に消印のない 封筒で届いた場合は、到着日とします。書類の到着日が受付期間中であっても、消印が受付開始日前で ある場合は受付できません。

なお、受付期間終了直前にポストに投函し、消印が受付期間外になった場合は受理できません。

- ③郵送方法は、送達記録が残るレターパック等により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。郵便事故については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ④郵便物が料金不足で郵送されてきた場合は、受理できません。
- ⑤書類不備・不足があった場合は、受理できません。
- ⑥消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは、絶対に使用しないでください。 消せるボールペン等を使用した場合は、その書類は再提出となります。また、窓口等で一旦受理した場合でも、後日消せるボールペン等の使用が発覚した場合は、再提出や不受理の扱いとします。
- ⑦FAXやメールによる申請、問合せ等はできません。
- ⑧各書類の記載内容について、電話で問い合わせることがあります。
- ⑨控えに受理印の押印を希望される場合は、「事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)」の写し(1枚のみ)を1部ご提出ください。郵送の場合は、これに加えて事業主あての返信用封筒(切手貼付)を同

封してください。

#### ○ 担当 (郵便送付先)

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿**5階** 

東京都正規雇用化推進窓口

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金担当

電話 03-6205-6730

宛先には、

「東京都就職氷河期世代等待遇向上助成金担当」 と「5階」

を必ず入れてください。

#### 〇 案内図



 J R 新宿駅から徒歩10分

> 大久保駅から徒歩7分 新大久保駅から徒歩8分

· 都営大江戸線 新宿西口駅から徒歩9分

東新宿駅から徒歩9分

・東京メトロ副都心線 東新宿駅から徒歩9分

西武新宿駅北口から徒歩1分 ・西武新宿線

#### 第7 交付決定通知

各回の交付申請受付期間終了後、1か月程度で交付決定通知書を送付します。

#### 交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更 第8

交付申請の撤回

交付申請提出後に対象労働者全員の申請を取り下げる場合は、申請撤回届提出期限(交付申請受付期間の 翌月の最終営業日)(必着)までに「申請撤回届(様式第5号)」を提出してください。

- ※交付決定通知書発送後に申請撤回届を提出する場合、併せて交付決定通知書も返却してください。
- ※撤回届を提出した場合は、年度内の申請回数にカウントされず、交付金額も使用されたものとはみなさ れませんので再度申請することができます。
- 2 事業実施計画の中止

申請撤回届提出期限の翌日以降に、以下の理由等により事業実施計画を中止(一部又は全部中止) する場合は、速やかに「中止承認申請書(様式第9号)」を提出してください。

(例)・対象労働者全員の退職等により計画を実施できずに事業を中止する場合

- ・事業実施(支援)期間内に取組が終了しない場合
- 一部の対象労働者の退職等により計画を一部中止する場合
- ※申請撤回届提出期限の翌日以降は、対象労働者の変更や追加はできません。
- ※中止承認申請書を提出した場合は、年度内の申請回数・交付金額にカウントされます。
- 3 申請事業主に係る変更

交付申請後に申請事業主の名称、所在地、代表者、代表者印のいずれかを変更する場合は、速やかに「申 請事業主に係る事項の変更報告書(様式第8号)」及び必要な添付書類を提出してください。なお、令和7 年度に複数回申請している場合は複数回分の提出が必要です。

#### 第9 現地確認

1 現地確認について

指導育成計画書に基づく支援事業の進捗状況等を確認するため、支援期間中に直接事業主の事務所を訪問する場合があります。

確認にあたっては、申請に携わるご担当者(事業主の方)、指導育成を行う職場の方、メンターの方などに、 支援事業の進捗状況等についてヒアリングを行うとともに、今後の取組についてお話をお伺いします。

在籍や勤務状況の確認のため、出勤簿 (タイムカード)、賃金台帳、労働条件通知書、雇用保険関係書類、 を確認する場合もあります。

なお、現地確認は、事業主の事業所で行います。(提出代行者の事務所では行いません。)

2 事業所の実態の確認について

事業所が存在しているか、営業実態があるか、確認する場合があります。

ご**連絡をしないで、外観の確認(看板・表札の掲示、営業の有無等)**をさせていただくこともありますので、ご了承ください。

3 電話による確認について

現地確認を訪問ではなく、電話で確認させていただく場合があります。その際、<u>提出代行者による交付申</u> **請の提出であっても、事業主の方へ直接電話をかけさせていただきます。** 

4 支援期間中のご相談について

支援期間中の取組にあたって、ご不明な点がございましたら、就職氷河期世代等待遇向上支援助成金担当までご連絡ください。

5 支援期間終了後の確認について

対象者の定着状況など、助成金の実績確認として、実績報告書提出後、アンケートや現地確認をさせていただく場合があります。

#### 第10 実績報告

実績報告書(様式第6号及び同別紙 $1\sim3$ を作成し、書類をすべて整えて、各回の実績報告受付期間に下記担当まで原則郵送でご提出ください。

- ①窓口に持参する場合は開庁時間内に提出してください。開庁時間外の受付はできません。(開庁時間:平日の8時30分から17時15分まで)
- ②郵送方法は、送達記録が残るレターパック等により送付してください。なお、実績報告書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。郵便事故については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ③郵送する場合、各回の実績報告**受付期間中の消印**を有効とします。実績報告受付期間中に、消印のない封 筒で届いた実績報告書は書類の到着日とします。また、書類の到着日が受付期間中であっても**消印が受 付開始日前の場合は受付できません。**

なお、受付期間終了直前にポストに投函し、消印が受付期間外になった場合は受理できません。

- ④郵便物が料金不足で郵送されてきた場合は、受理しません。
- **⑤書類に不備・不足があった場合は、受理できません。**
- ⑥<u>消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは、絶対に使用しないでください</u>。 消せるボールペン等を使用した場合、その書類は再提出となります。また、窓口等で一旦受理した場合 でも、後日消せるボールペン等の使用が発覚した場合は、再提出や不受理の扱いとします。
- ⑦FAX、メールでの実績報告受付、問合せ等は一切しておりません。
- ⑧各回の実績報告受付期間の最終日までに提出がなかった場合は、取組が実施されなかったものとみなし

ます。この場合、助成金は交付されません。

- ⑨各書類の記載内容について、電話で問い合わせることがあります。
- ⑩取組期間における取組を実施したとしても、**実績報告書の記載内容の不備や不足、確認書類がない** 等の場合は、実績の確定ができず、不交付となる場合があります。
- ①控えに受理印の押印を希望される場合は、「実績報告書(様式第6号)」の写し(1枚のみ)を1部 ご提出ください。郵送の場合は、これに加えて事業主あての返信用封筒(切手貼付)を同封してく ださい。
- 担当 (郵便送付先)

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿**5階** 東京都正規雇用化推進窓口

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金担当電話 03-6205-6730

<u>宛先には、「東京都就職氷河期世代等待遇向上支援</u> 助成金担当」と「5階」を必ず入れてください。

#### 第11 支援事業の実施

1 指導育成計画書(様式第6号 別紙1)の策定

各職場において個々の対象労働者に即した人材育成を行うため、対象労働者との面談や業務上のやり取りを通じて、今後の業務に必要な資格、勤務にあたって配慮することなどを把握し、3年後(安定有期雇用コースは1年後)の到達目標や、年度ごとの目標及び具体的な育成内容を策定してください。

- ①対象労働者1人につき、1部作成してください。
- ②所属長が対象労働者と必ず面談を行い、対象労働者の了解を得たうえで支援期間開始日から1か月以内 に作成してください。
- ③3年後の到達目標(安定有期雇用コースは1年後)は、対象労働者の状況や今後期待することなども含め、キャリアプランを踏まえて記載してください。
- ④各年の目標は、数値目標を入れる等、具体的に記載してください。
- ⑤対象労働者本人による年間目標(3枚目)は事業主、メンター等と相談しながら対象労働者自身が作成してください。
- ⑥**所属長(※1)及び対象労働者は、署名欄に自署してください**(原本の提出が必要)。

自署は、面談実施日(支援期間開始から1か月以内)に行ってください。(※2)

- ※1 所属長とは、対象労働者が所属する部門の長(対象労働者の人事評価を決定する方)になります。 ※2 自署の日付が支援期間外の場合は、交付対象外となります。
- 2 メンターの選任・指導報告書(様式第6号 別紙2)の策定
- (1) メンターの選任
  - ①メンター(指導育成者)(※3・4)は支援期間開始日より2週間以内を目安に選任してください。
  - ②対象労働者1名に対し、1名のメンターを選任してください。1名のメンターが、複数の対象労働者を担当することは可能です。複数のメンターが、1名の対象労働者を担当することは不可とします。
  - ③支援期間中に、対象労働者やメンターが、異動等により異なる事務所に勤務する等、常にOJTによる指導ができなくなった場合は、新たにメンターを選任してください。
- (2) メンターによる指導
  - ①メンターは、対象労働者に対してOIT(※5)により指導を実施してください。
  - ②対象労働者への指導は、対象者の出勤日に合わせて実施してください。
  - ③支援期間中(3か月間)に3回以上(3日以上)実施してください。
  - ④指導内容は、指導の目標、指導内容、目標達成の結果など具体的に記載してください。

- (3) 対象労働者による署名
  - ①対象労働者は、「メンター選任・指導報告書(様式第6号別紙2)」の内容を確認後、**署名欄に自署してください(原本の提出が必要です)。**

自署は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください。

- ※3 本助成金におけるメンターとは、職場において、対象労働者の指導・育成を担う上司や先輩社員等のことを指します。このため、メンターと対象労働者は、同一事務所に勤務し、同じ係やグループ、同じフロアに在籍するなど、常にOJTによる指導ができる方を選任してください。
- ※4 メンターは、従業員数が少ない事業所においては、代表取締役、取締役等も可とします。
- ※5 OJTはOn-the-Job Trainingの略称で、実際の現場において、上司や先輩等が指導役となり、 実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけさせていく指導、教育のことです。
- 3 研修実施報告書(様式第6号 別紙3)の作成
- (1)対象労働者に対して、支援期間中に外部研修又は社内研修を1回2時間以上(1回1時間を2回も可能)実施してください。

研修は、指導育成計画書における1年目の取組目標にあわせた資格取得、知識・技術等の習得に向けたものとし、実技・座学ともに可能です。

また、研修に要する経費は申請事業主が負担してください。なお、研修を時間外や休日に実施する場合は対象労働者に時間外勤務手当を支給するか、代休・振替休日等の措置をとってください。

①外部研修

業務に必要な資格取得の講座、技術・技能習得のセミナーやWEBによる研修などが対象となります。 長期間にわたる研修でも、支援期間内に受講日が入っていれば対象となります。

②社内研修

資格取得、知識・技術等の習得を目的とした社内での講習会、勉強会又は集合研修に参加させることなどが対象となります。ただし、指導育成計画書の取組内容・育成内容に沿った研修に限ります。定例の会議など通常の業務に付随するものやOJTと同様のもの及び基本的なマナー研修などは対象となりません。

Web等による研修は、一方的に視聴するだけでなく、その場で講師との質疑応答が可能な環境でないと対象となりません。

(2) 研修実施後に、『研修実施報告書』を作成してください。

『研修実施報告書』は、対象労働者1人につき1枚作成してください。同じ研修に複数名が受講した場合は1枚にまとめて作成しないでください。

内容が異なる研修を複数回実施した場合は研修ごとに『研修実施報告書』を作成してください。

①「対象者の研修受講(実施)目的」

指導育成計画書の取組目標に合わせて記載してください。「○○資格の取得」「マネジメント能力の向上」など具体的に記載してください。

②「研修計画」

【講師役職・氏名(※社内研修の場合)または実施機関名(※外部研修の場合)】

社内研修の場合 実施した者の役職・氏名を記載してください。

外部研修の場合 研修を実施した団体名を記載してください。

#### 【研修の内容】

研修の目的、講義内容等を記載してください。

#### 【実施日】

実施した日を記載してください。

対象労働者の勤務中に実施してください。

【受講時間数(※2日以上受講する場合は時間の内訳を記載してください。】

総受講時間数を記載し、2日以上実施した場合は、(内訳: ) に実施日とその内訳を記載してください。

③「対象者の研修受講結果」

#### 【研修受講の状況】

「□ 研修計画どおり実施した」又は「□ 計画に変更があった」のいずれかにチェック☑を入れてください。

#### 【計画の変更内容】

変更があった場合は、その内容を記載してください。

#### 4)その他

- ○研修の内容が分かるものとして、研修通知書、パンフレット、テキスト (5 枚程度) の抜粋 (写し) のいずれかを添付してください。
- ○対象労働者は『研修実施報告書』の内容を確認後、**署名欄に自署してください(原本の提出が必要**です)。

#### 自署は、研修実施日から実績報告書提出日までに行ってください。

○対象労働者の休業と支援について

支援期間中に対象労働者を一定期間休業させた場合についても、支援期間中の休業期間以外で、 ①正規雇用等コースは3年間、安定有期雇用コースは1年間の指導育成計画書の策定、②メンター (指導育成者)の選任及びメンターによる3回以上(3日以上)の指導、③指導育成計画書に基づく 研修を実施すれば、交付の対象となります。ただし、対象労働者が支援期間の全期間を休業した場合 合(休業中に支援を行った場合含む)、その支援は対象外となります。

#### 【派遣(又は出向)労働者の取り扱いについて】

**対象労働者が派遣(又は出向)労働者の場合**、上記1から3の取組は派遣元(又は出向元) での実施となります。

#### 4 その他

(1) 勤務実績の確認について

支援期間中の対象者の勤務実績の確認のため、支援期間3ヶ月分の出勤簿又はタイムカードの 写しを提出してください。

なお、タイムカードは日付、打刻時間が見えるようにコピーしてください。見えにくい場合はカラーコピーにするかボールペンで加筆してください。

#### (2)退職金加算について

- ① 新たに退職金制度を整備(導入)し、就業規則等を労働基準監督署へ届け出る場合
- アー交付申請時

退職金制度が導入されていないことを確認するため、申請時点で最新の就業規則等の写し(労働基準監督署の受付印があり、施行日が申請日前の日付となっているもの)を全文提出してください。

イ 実績報告時

改正後の就業規則、その他規程等の写し(改正後の就業規則等(退職金規程含む)の施行日及び 労働基準監督署の受付印が支援期間内の日付のもの)を全文提出して下さい。

※就業規則等は、労働者数が10人未満の事業所でも、労働基準監督署の受付印が必要です。

- ② 退職金制度が無く、新たに中退共制度に加入する場合
- ア 交付申請時

退職金制度が導入されていないことを確認するため、申請時点で最新の就業規則等の写し (労働基準監督署の受付印があり、施行日が申請日前の日付となっているもの)を全文提出して ください。

#### イ 実績報告時

新たに中退共制度に加入したことを確認するため退職金共済手帳の写し(対象労働者全員分)を提出してください。

- ※就業規則等は、労働者数が10人未満の事業所でも、労働基準監督署の受付印が必要です。
- ※退職金共済手帳の発行には、2ヶ月半程度要する場合があります。契約成立年月日が支援期間中の日付になるよう支援期間開始後速やかに中退共制度に申込をして下さい。

#### (3)実績報告提出に関する注意事項

- ① 各書類の記載内容について、電話で問い合わせすることがあります。
- ② 支援期間における取組を実施したとしても、実績報告書の記載内容の不備や不足、確認 書類 がない等の場合は、実績の確定ができず、不交付となる場合がありますのでご注意ください。
- ③ 交付申請時に退職金制度整備の加算申請をしたが、実績報告までに実施できなかった場合は「中止承認申請書(様式第9号)」により「一部」中止の申請をしてください。
- ④ 交付申請時に退職金制度整備の加算申請をしたが、☑新たに退職金制度を整備 から ☑新たに中退共制度へ加入 へ変更、または☑新たに中退共制度へ加入 から ☑新たに退職金制度を整備 へ変更した場合はホームページ (7) 手引き・様式 <参考様式>から 「申立書(フリー様式)」ダウンロードして変更した内容を記載した書類を提出してください。

#### 東京都が実施するキャリアアップ講習等も対象となります!

ぜひ、外部研修としてご活 用ください!

★キャリアアップ講習とは、主に中小企業で働く方を対象とした、スキルアップや 資格試験受験対策等のための短期講習です。

詳細については下記 URL(TOKYO はたらくネット)をご覧ください。 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr\_up/

#### 第12 額の確定通知

実績報告書受理後、審査により適当と認められた場合、額の確定通知書を送付します。 ※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

#### 第13 助成金の交付

- ①額の確定通知書を送付後、支払金口座振替依頼書に記載された口座に助成金を振り込みます。
- ②審査の状況により、助成金の交付が遅れる場合がありますので予めご了承ください。
- ③振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都振込名義の記載をご確認ください。 東京都振込名義:「ト. コョウ. ロウドウカンキョウ. トウキョウトカイケイカンリキョクスイトウカ」(通帳は 10~11 文字の表記)
- ④支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出をしていても、申請の都度(毎回)提出が必要です。

#### 第14 助成金交付決定の取消し、助成金の返還

- 1 以下のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (1) 国が実施する、就職氷河期コースの支給決定取消しや返還請求があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (3) その他助成金等の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又は当助成金交付要綱に基づく命令に違反したとき。
- (4) 廃業、倒産等により取組事業の実施が客観的に不可能になったとき。
- (5) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは 構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) その他交付要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- 2 1 (1) について報告がない場合でも、就職氷河期コースの支給決定取消しや返還請求があったと認められたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 3 助成金の交付決定を取り消した場合は、既に事業主に交付した助成金について期限を定めて返還等をして いただきます。

#### 第15 注意事項等

- 1 書類の提出に関しての注意事項
- (1)助成金に関する各様式には、**印鑑証明書と同じ代表者印を押印**してください。印影が不鮮明の場合に は再提出をお願いする場合があります。
- (2) 提出書類において記載内容の軽微な修正は捨印(印鑑証明書の印鑑)対応が可能です。
- (3) 鉛筆・消せるボールペン・修正液・修正テープを使用した場合は再提出となります。
- (4) 提出された書類は原則返却することができません。
- (5) 必要に応じ、本手引きに記載のない書類についても提出を求める場合があります。
- (6) 窓口に書類を持参される場合は、持参された方の本人確認を行っています。
- (7) 各様式は、拡大、縮小、加工をしないでください。
- (8)審査にあたって、必要に応じ、東京都から国又は公益財団法人東京しごと財団(受託事業者含む)へ 照会を行うことがあります。
- (9) 支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出していても、申請の都度提出が必要です。

#### 2 助成金交付後の注意事項(関係書類の保存等)

助成金に係る全ての関係書類及び帳簿類は、交付決定のあった日の属する年度(4月1日から翌年3月31日)終了後、5年間保存してください。

※令和7年度中に交付決定があった場合には、令和13年3月31日が保存期限となります。

#### 3 個人情報の保護について

都は提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号)」「東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年12月21日条例 第113号)」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

書類の提出にあたっては、提出書類に本助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応を行った上で提出してください。

また、個人情報及び企業情報を保護するため、申請事業主及び委任状に記載の提出代行者の担当者を除き、申請書類等に係るお問い合わせにお応えできません。

#### 4 提出代行について

- (1) 交付申請書又は実績報告書等を提出代行する場合は、「委任状(様式第10号)」を添付して提出ください。ただし、申請事業主の担当者に直接確認させていただくことがあります。
- (2)提出代行者の事務所・会社名、代表者・担当者氏名を明示していただくため、提出代行印のみでの提出は不可とします。
- (3)都の審査担当者が申請内容、書類の体裁、誤字脱字等に関して確認する場合は提出代行者にご連絡します。ただし、事業主の運営実態・労務環境、支援の取組み、就業規則等の内容についてのご確認は事業主と直接行います。(提出代行者からのご連絡があってもご回答できません。)
- (4)提出代行による申請を行う場合は、申請事業主名、提出代行者名を記載したセルフチェックリスト及 び送付状を提出してください。

### 書類記入例・記入上の注意点等

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(① 交付申請時)		•	•	•	 •	26
(② 撤回・中止・変更	[した場合)	•	•	•	 	29
(③ 実績報告時)		•	•	•	 	30
(様式第1号)	事業実施計画書兼交付申請書	•	•	•	 •	33
(様式第2号)	誓約書	•	•	•	 	37
(都指定様式)	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)					
	【法人用】	•	•	•	 •	38
	【個人用】	•	•	•	 	39
(様式第6号)	実績報告書	•	•	•	 •	41
(様式第6号別紙1)	指導育成計画書	•	•	•	 	42
(様式第6号別紙2)	メンター選任・指導報告書	•	•	•	 	45
(様式第6号別紙3)	研修実施報告書	•	•	•	 	46
(様式第12号)	賃金支払実績確認票	•	•	• •	 •	47
(様式第13号)	結婚・育児支援制度整備確認票	•	•	• •	 •	51
(様式第10号)	委任状	•	•	•	 	52
(様式第5号)	申請撤回届	•	•	•	 	53
(様式第8号)	申請事業主に係る事項の変更報告書	•	•	•	 	54
(様式第9号)	中止承認申請書	•	•	•	 	56
(様式第11号の2)	同意書	•	•	•	 	57
(参考様式)	申立書	•		. ,	 	58

各様式は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードしてください





#### 参考:日本標準産業分類(大分類)一覧

	日本標準産業分類(大分類)一覧							
Α	農業,林業	J	金融業, 保険業					
В	漁業	K	不動産業,物品賃貸業					
С	鉱業,採石業,砂利採取業	L	学術研究,専門・技術サービス業					
D	建設業	M	宿泊業,飲食サービス業					
E	製造業	N	生活関連サービス業,娯楽業					
F	電気・ガス・熱供給・水道業	О	教育,学習支援業					
G	情報通信業	Р	医療,福祉					
Н	運輸業,郵便業	Q	複合サービス事業					
I	卸売業,小売業	R	サービス業 (他に分類されないもの)					

自社の業種が不明な方は、総務省ホームページから確認できます。

https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_03000044.html

## 東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

郵送申請用

(① 交付申請時) 名 株式会社●○ ※個人の場合は「代表者氏名(屋号) (例:新宿 次郎(新宿美容院))」 事前に提出書類 車 ¥ 丵 提 出 代 行 者 名 ○○社会保険労務士事務所 代表△△ を確認し、提出に ☑してください。 提出 No. 名称 注意事項 【共通】 ○**事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記**で記入してください つ印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください ○採用日から対象労働者の姓が変更になった場合 変更履歴がわかる証明書を提出してください ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど )特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給申 事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)  $\square$ 請額と支給決定額が異なる場合 申立書(参考様式1)を提出してください ○雇用保険適用事業所番号が、移転等により特定求職者雇用開発助成金支給 決定通知書から変更されている場合 変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを提出して 【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】 ○「支給申請書」はハローワークの受理印があるものを提出してください 特定求職者雇用開発助成金支給申請書の写し(第1期又は第2期)  $\square$ (就職氷河期世代安定雇用実現コースの様式第4号氷又は様式第5号氷) ○自黒コピーを提出してください 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書の写し ○白黒コピーを提出してください  $\square$ (様式第5号氷) 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)支給決定通 ○白黒コピーを提出してください  $\square$ 知書の写し 【都の就職支援事業を利用して申請する場合】 同意書(様式第11号の2) ○原本を提出してください  $\square$ ○事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入してください ※個人事業主は居住地となります  $\square$ 誓約書(様式第2号) ※代表者名を署名した場合は押印は不要です ゴム印を利用した場合は押印が必要となります べてのチェック項目口を満たしていなければ申請できません ○【法人の場合】法務局で発行されたもの 【個人の場合】区市町村(代表者の居住地)で発行されたもの 印鑑証明書(原本)  $\square$ ○発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登録されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください 納税証明書(原本) ○申請日時点で、納期が確定した直近のものとなります なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください 【法人の場合】 ○非課税の場合 ①法人都民税(都税事務所発行) 課税されていないことがわかるものを提出してください ②法人事業税(都税事務所発行) ・非課税証明書又は課税証明書(課税額が0のもの)  $\square$ 5 ・個人事業税の場合は、「確定申告書(第一表)」の写し(受理印があるもの) 【個人の場合】 ・起業後初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの ①個人都民税(区市町村発行) 法人は「法人設立届」の写し、個人は開業・廃業等届出書の写し ※2 代表者が都内在住の場合は、居住地の納税証明書 代表者が<u>都外</u>在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②個人事業税(都税事務所発行) 会社概要がわかるもの ○発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登記されていること) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください ○本店所在地(登記上)と以下①又は②の所在地が異なる場合は、本店と雇用 【法人の場合】 保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、法人設立届、  $\square$ 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本) 営業許可書等)の提出が必要です ①特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所 ②東京都の就職支援事業で採用された雇用保険適用事業所 ○資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類 6 ○申請日時点で届出されているものを提出してください ○雇用保険適用事業所設置届事業主控の写しがない場合は、事業開始等申告書又 は雇用保険適用事業所設置届の写しを提出してください ○印鑑証明の住所と以下①又は②の所在地が異なる場合は、印鑑証明の住所 【個人事業主の場合】 と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、営業許 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し 可書等)の提出が必要です ①特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所 ②東京都の就職支援事業で採用された雇用保険適用事業所 ○従業員数がわかる書類も提出してください

#### 【事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)】

- ○別紙1について、登記上の本店所在地と、就職氷河期コースの支給決定を受けた雇用保険適用事業所の 所在地が異なる場合は、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約 書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。
- ○別紙1について、個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合は、賃貸借契約書、営業許可証等 両者の所在地が確認できる書類を添付してください。

#### 【納税証明書】

○クレジットカード又は QR コード読み取り方式による税金の支払いについては、納税証明書に「地方税 法第 747 条の 7 の規定により、地方税共同機構が指定する機構指定する機構指定納付受託者に納付の委 託が行われております。」の記載があれば納付済みとして扱います。

#### 【退職金制度整備及び結婚・育児支援制度整備の加算申請をする場合】

- ○交付申請の時点で最新の就業規則等が提出されていない場合や、作成しているにもかかわらず提出がな かった場合には、助成対象外とします。
- ○申請書類提出後支援期間開始前に就業規則等を改正した場合、または新たに作成した場合には、速やかに最新のものを追加で提出してください。

7	支払金口座振替依頼書(新規·変更用)(都指定様式)	○申請の都度提出が必要です	Ø
8	振込先の口座が確認できる書類	○申請の都度提出が必要です ○通帳又はキャッシュカードなどの写し ○口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	Ø
9	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し	○ <b>採用時が有期雇用の場合でも、</b> 採用時の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)となります	Ø
10	雇用保険適用事業所設置届 事業主控(写し)		$\square$
	【正規雇用労働者として採用した場合】 ・正規雇用したことがわかる書類	○労働契約書又は労働条件通知書を提出してください ○「雇用期間の定めなし」の旨が明記されていることが必要です	Ø
11	【有期雇用労働者として採用後、6か月未満で正規転換した場合】 ・有期雇用したことがわかる書類 ・採用日から6か月未満で正規転換したことがわかる書類	○労働契約書又は労働条件通知書( <mark>採用時及び正規雇用転換時</mark> )を提出して ください ○「雇用期間の定めなし」の旨が明記されていることが必要です	
	【有期雇用労働者として採用後、有期雇用労働者として継続して雇用している場合】 ・有期雇用したことがわかる書類(労働契約書または労働条件通知書) ・現在の労働契約期間が分かる書類(最新の労働契約書又は労働条件通知書)	<ul><li>○労働契約書又は労働条件通知書(探用時及び最新)を提出してください</li><li>○現在の労働契約期間が、以下の通り明記されていることが必要です</li><li>・正規雇用等コース:3年以上(シニア世代は2年以上)</li><li>・安定有期雇用コース:1年以上3年未満(シニア世代は1年以上2年未満)</li></ul>	
12	【有期雇用労働者として採用後、有期雇用労働者として継続して雇用している場合】 ・社会保険に加入していることがわかる書類	<ul><li>○健康保険又は厚生年金の被保険者資格証明書、健康保険被保険者証の写し等</li></ul>	$\square$
【退	職金制度整備の加算申請をする場合のみ】		
13	就業規則、その他規程の写し	○最新の就業規則等を全文提出してください ○労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります	
【結	- 婚・育児支援制度整備の加算申請をする場合のみ】		
14	就業規則、その他規程の写し	○最新の就業規則等を全文提出してください ○労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります	
【提	出代行者が申請する場合のみ】		
15	委任状(東京都様式第10号)	○委任者欄は、 <b>印鑑証明書と同じ表記</b> で記入してください	$\square$
【控	えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】		
	事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)の控え(1枚のみ)	○控えの返送は交付申請書1枚のみです	$\square$
16			<u> </u>

### 東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト (② 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合) 郵送申請用

事	業 主 名 <mark>株式会社●〇 ※個人の場合</mark>	は「代表者氏名(屋号) (例:新宿 次郎(新宿美容院))」	
提	出 代 行 者 名 ○○社会保険労務士事務所	代表△△ 事前に提出書類を確	
都	への交付申請日□□◇◇年◇◇月◇◇日	認し、提出にチェック	
		☑してください。	
	撤回の場合	<u> </u>	le
No.		注意事項	提出
LX	#1	○対象労働者全員の申請を取り下げる場合に提出します	
1	申請撤回届(様式第5号)	○ <mark>撤回届提出期限(必着)までに提出</mark> してください ○事業主の所在地は <b>印鑑証明書と同じ表記</b> で記入し、印鑑証明書と同じ代表 者印を押印してください	
(2)	中止する場合		
No.	名称	注意事項	提出
【共	<b>ā</b> ] □		T
1	中止承認申請書(樣式第9号)	<ul><li>○交付決定後に事業の一部又は全部を中止する場合に提出します</li><li>○事業主の所在地は<b>印鑑証明書と同じ表記</b>で記入し、印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください</li></ul>	
(3)	変更が生じた場合		
No.	名称	注意事項	提出
【法	人・個人共通】		1
1	申請事業主に係る事項の変更報告書(様式第8号)	〇印鑑証明書の内容に変更があった場合は、変更後の印鑑証明書の表記で記入してください	$\square$
2	支払金口座振替依頼書(新規·変更用)(都指定様式)	○「変更用」を○で囲んでください	Ø
3	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど写し	○振込口座に変更がある場合のみ提出してください ○口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	$\square$
【法	<u>u</u>		T
1	商業・法人登記簿謄本(履歷事項全部証明書)(原本)	<ul><li>○発行日から3か月以内のもの</li><li>○法人の名称・所在地・代表者氏名が変更になった場合に提出してください</li><li>○履歴事項全部証明書で変更履歴が確認できない場合は、前所在地を管轄する法務局が発行する閉鎖事項全部証明書(原本)の提出が必要です</li></ul>	$\square$
2	印鑑証明書(原本)	<ul><li>○発行日から3か月以内のもの</li><li>○法人の名称・所在地・代表者氏名又は代表者印が変更になった場合に提出してください</li></ul>	$\square$
【個	VI	- CARLET	
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し 又は、変更後の雇用保険適用事業所設置届けの写し	○個人で事業の名称(屋号)、所在地が変更になった場合に提出してください	
2	印鑑証明書(原本)	<ul><li>○発行日から3か月以内のもの</li><li>○個人事業主本人の氏名、居住地及び代表者印が変更になった場合</li><li>○氏名及び居住地が変更になった場合は、変更履歴が分かる証明書</li><li>(住民票等)も提出してください</li></ul>	
【個	人から法人になった場合(法人成り)】		
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(廃業)		
2	法人設立届の写し	○事業年度が記載されていること	
3	印鑑証明書(原本)	○発行日から3か月以内のもの ○法務局で発行された法人の印鑑証明書となります	
4	商業·法人登記簿謄本(履歷事項全部証明書)(原本)	〇発行日から3か月以内のもの	
(4)	共通		
【控	えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】		
1	各様式の写し(1枚のみ)	○控えの返送は各様式1枚のみです	
2	  返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	○返信先は <b>事業主のみとなります</b> (提出代行者には返信できません)。	П

#### 東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(③ 実績報告時の1)

郵送申請用

争	業 主 名 株式会社●○ ※値	人の場合は「代表者氏名(屋号) (例:新宿 次郎(新宿美容院))	
提	出 代 行 者 氏 名 ○○社会保険労務士	事務所 代表△△ 事前に提出書類を確認し、	
	to The	提出にチェック☑してください	۰ -
No.	名称	注意事	<u>t</u>
【共			
1	実績報告書(様式第6号)	○「様式第6号 実績報告書.xlsx」のシート(はじめに)を確認のうえ入力してください ○事業主の所在地は <b>印鑑証明書と同じ表記(丁目、番、号、建物名)とし、印鑑証明書と同じ代表者印を押印</b> してください ○交付申請時から対象労働者の姓が変更になった場合は、変更履歴が分かる証明書を添付してください。(雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証((新)・(旧)の氏名の記載があるもの)の写しなど)	
2	指導育成計画書(様式第6号別紙1)	<ul> <li>○対象労働者1人につき、1枚作成すること</li> <li>○支援期間開始日から1か月以内に作成すること</li> <li>○所属長が対象労働者本人と面談を行った上で作成し、必ず所属長及び対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください</li> <li>○署名日(出勤日であること)は面談実施日(支援期間開始日から1か月以内の日付)を記入すること</li> <li>○取組目標は、正規雇用等コースは3年間、安定有期雇用コースは1年間作成してください</li> </ul>	
3	メンター選任・指導報告書(様式第6号別紙2)	<ul> <li>○対象労働者1人につき、1枚作成すること</li> <li>○指導報告については、それぞれ指導した日ごとに詳細を記載(支援期間中3回以上かつ3日以上実施)</li> <li>○リモートで指導した場合は、メンター及び対象労働者がいた場所を明記してください例:メンター(会社)、本人(在宅)にて、オンラインにより指導○対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください○署名(日)は、指導の最終日から実績報告書提出日までに行ってください○指導日、署名日は、対象労働者の出勤日であること必須です</li> </ul>	
4	研修実施報告書(様式第6号別紙3)	<ul> <li>○対象労働者1人につき1枚作成すること 複数人の対象労働者が同じ研修を受講していたとしても、1枚にまとめないでください 〇リモート研修を実施した場合は、メンター及び対象労働者がいた場所を明記してください 例:メンター(会社)、本人(在宅)にて、オンラインにより指導 ○オンラインで外部研修を受講した場合は外部機関、対象者の場所を明記してください 例:外部機関(会社)、本人(在宅)にて、オンラインにより研修を受講 ○対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください ○署名(日)は、研修実施日から実績報告書提出日までに行ってください ○研修実施日、署名日は、対象労働者の出勤日であることが必須です</li> </ul>	
5	研修を実施したことが分かる書類	以下のいずれか一つの抜粋(写し) 〇研修内容がわかる研修通知書、パンフレット、テキスト(5枚程度) 〇テキストでカタログなどを使用した場合は、目次と使用したページを含め5枚程度	
6	出勤簿又はタイムカードの写し	<ul> <li>○対象労働者全員分提出してください</li> <li>○支援期間開始日から終了日までのものが必要です</li> <li>※賃上げ加算を申請した場合は、支援期間の前月及び前々月のものも必要です</li> <li>○タイムカードは日付、打刻時間が見えるようにコピーしてください</li> <li>見えにくい場合はカラーコピーとするか、ボールペンで加筆してください</li> </ul>	
【控	えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ		
7	実績報告書(様式第6号)の写し(1枚のみ)	○控えの返送は <b>実績報告書1枚</b> のみです	
8	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	○返信先は <b>事業主のみ</b> となります(提出代行者には返信できません)	

### 実績報告時の注意事項

- ○交付申請時に退職金制度整備加算の申請をしたが、「新たに退職金制度を整備」から「新たに中退共制度 へ加入」へ変更、又は「新たに中退共制度へ加入」から「新たに退職金制度を整備」 へ変更した場合は、 申立書(参考様式)に変更した内容を記載して提出してください。
- ○交付申請時に退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度整備加算又は賃上げ加算を申請したが、支援期間 中に実施しなかった場合は、中止承認申請書(様式第9号)を実績報告書と共に提出してください。

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(③ 実績報告時の2)

郵送申請用

争		休式芸社●○	※個人の場合は「代表有氏名(産号)		
提	出代行者氏名	〇〇社会保険	労務士事務所 代表△△	提出にチェック☑してください。 	
					<u></u>
No.		名称		注意事項	提出
【退	職金加算を申請した場合	合のみ(新たに退職	金制度を整備)】		111
9	改正後の就業規則その (就業規則変更届含む)		労働者数が10人未満の事業所で 〇改正後の就業規則等を全文提出	がある場合は、全文提出してください	
【退	職金加算を申請する場	合のみ(中退共加入	O]		
10	退職金共済手帳の写し	,		」が「新規加入」となっていること	
【結	婚•育児支援制度加算(	の適用を申請する場			
11	結婚•育児支援制度整	備確認票(様式第13	3号)		
12	改正後の就業規則その (就業規則変更届含む)		労働者数が10人未満の事業所で ○改正後の就業規則等を全文提出 ○改正の際の新旧対照表がある場	場合、就業規則等と併せて提出してください 児支援制度規程がある場合は添付してください	
【賃	上げ加算の適用を申請	する場合のみ】賃上	上げした場合		
13	賃金支払実績確認表(	様式第12号)		労 <mark>働者全員分を提出してください</mark> 来高払制の各様式のうち、該当するものをご使用く	
14	賃金台帳の写し			労働者全員分を提出してください 支援期間の2か月目及び3か月目の賃金台帳の	
15	出勤簿又はタイムカート	べの写し	<ul><li> ○賃上げ加算の対象となる対象を</li><li>○支援期間の前月及び前々月のも</li><li>○白黒コピーを提出してください</li><li>○タイムカードは日付、打刻時間が見えにくい場合はカラーコピーに</li></ul>	のが必要です	
16	労働条件変更通知書の	<u></u> )写し	<ul><li> ○賃上げ加算の対象となる対象等</li><li> ○賃上げの実施日、変更前後の額</li><li> ○白黒コピーを提出してください</li></ul>		

#### はじめに

このエクセルファイルで就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の「<mark>事業実施計画件交付申請書</mark>」を作成します。 からなる 4 枚組 (事業実施計画兼交付申請書は①「**様式第1号**」、②「様式第1号(別紙1)」、③「様式第1号(別紙2)」④「様式第1号(別紙3)」からなる四枚組 の様式です)

※この書類だけでは申請できません。他の必要書類については、「提出書類セルフチェックリスト(①交付申請時)」をご参照ください。

作成に当たっては下記の手順を参考にしてください。

① 黄色のセルに必要事項を入力する

各シート(①~③)ごとの黄色のセルに必要事項を入力してください。 入力内容については申請の手引きをよく確認し、プルダウンで選択ができる箇所は選択項目から入力してください。

② □(チェックボックス)に**√**(チェック)をいれる

申請内容に合わせて必要事項に√を入れてください。

対象労働者数、助成金の加算については、チェックを入れると自動で申請額が計算されます。

※チェックをいれても計算がされない場合は、エクセルの設定でブックの計算が自動になっているか確認してください。

(ファイル→オプション→数式 から 「計算方法の設定」が「自動」になっていることを確認してください。)



③ ①~③の申請書類を印刷して申請書「様式第1号」に**実印(印鑑証明書に登録されているもの)**を押す 必要事項の記入が完了したら、**印刷し(白黒印刷の設定になっています)、**様式第1号の⑩の箇所に**実印**を押してください。

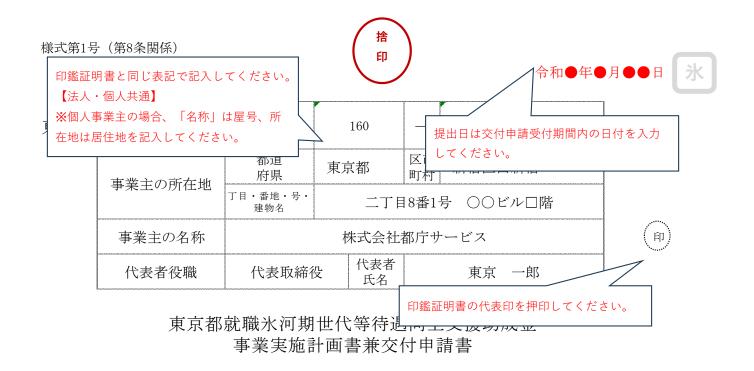
※記入枠にかからないよう、印鑑を押してください。

※A4用紙、片面で4枚になるように印刷してください。

※両面で印刷をしないでください!

④ 完成後のお手続き

書類完成後は申請の手引きに記載のある、<u>他の提出書類とあわせて</u>担当までご提出ください。



東京都氷河期世代等待遇向上支援助成金(以下「助成金」という。)について、助成金交付要 綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。 対象労働者を支援する期間を入力してください。 【支援開始日をプルダウンで選択してください】 1 事業実施予定期間(支援期間) 令和●年△月××日 から 令和●年□月○○日 まで 2 事業実施計画 【□をクリックするとチェックが入ります】 対象項目に☑を入れてください。 【正社員等コース】 (1) 対象労働者数 ☑ 1人 □ 2人 □ 3人以上 (2) 退職金制度整備加算申請 ▼ 新たに退職金制度を整備 □ 新たに中退共制度へ加入 (3)結婚·育児支援制度整備加算申請 ☑ 結婚・育児支援制度を整備 (4) 賃上げ加算申請 賃上げを実施 ☑ 1人 □2人 □3人以上 【安定有期雇用コース】 金額が間違いないか、必ずご確 (1)対象労働者数 認ください。 □ 1人 ☑ 2人 □ 3人以上 3 助成金交付申請額

円

1,020,000

金

#### 様式第1号(第8条関係)別紙1

4 助成金交付申請額內訳







11.	見雇用等コース】								
	対象労働者数	金	額		交付申	詩額			
	1人	300, 0	000 円						
	2人	600, 0	000 円		300,000		円		
	3人以上	900, 0	000 円	~					
	退職金加算	100, 0	000 円		100,000		円		
	結婚育児加算	100, 0	000 円		100,000		円		
	賃上げ加算	360,000	円(最大)		120,000		円		
【安	定有期雇用コース】						申請事業主の	雇用保険適用	事業所所在地が、
	対象労働者数	金	額		交付申	⋾請額		給決定を受けた	
	1人	200, 0	000 円					】または【都の	
	2人	400, 0	000 円		400,000			側者を採用した  じ場合は□事業	た時点の事業所 巻主(本社)の
	【国の「特定求職者雇	用開発助成金	を利用】				所在地に☑の		(T (T) 0)
	【国の「特定水嶼省雇用開発 【都の就職支援事業を利用】			1		/ /	異なる場合は	□〜異なる事業	美所の所在地に
事業	いずれか該当する方に	☑を入れてく7	ださい。		/		☑し住所欄を	記入。	
		<ul><li></li></ul>			支援事業を利用採用時に在籍し	した事業主		田事業所の所在	<b>正</b> 地
			事(主(本	社) の所在地					
		v /	事業主(本	社)とは異なる	事業所の所在地	! (下記に住所	· を記載)		
		郵便番号		160 - 0021		0021			
1	雇用保険適用 事業所の所在地	住所	都道 府県	東京都			区市 町村	新宿区歌舞	伎町
				・番地・号 建物名 二丁目42番10号 5		10号 5階		「対象労働者が	「現在在籍している雇用
		①対象労働	者が現在在籍し	ている雇用保険適用事業所		保険適用事業所」が異なる場合は、対象労働			
		▼ ⑦と①が同じ住所(移転なし)			:し)			在在籍している ご記入ください	る雇用保険適用事業所の
			例と①の住	所が異なる(移	転があった場合	、下記に住所			•
		郵便	 更番号		-	•			
			都道 府県				1 1		」)事業主又は(2)事業
		住所	丁目・	番地・号				f在地となります その他に図を λ	タ。 れた場合は(1)(2)の
			i.	物名 	まね卦の仕託)		/		示す書類(賃貸借契約書、
				在地(印鑑証明			開業届	等)を提出する	る必要があります。
		<u> </u>		た所在地(①がる					
	書類送付先		その他(下	記に送付先を記	!載)※代理人へ	の書類の送付	はできません。 T	)	
2	※代理人不可	郵便	更番号 		-	•			
		住所	都道 府県	所県 丁目・番地・月 建物名  今年度初めて申請する場合は、			区市 町村		で常時雇用する人数を
								407 (0 0	
3	- 「同一の雇用床拠適用事業			□1人	☑を入れてくだ □ 2人	さい。 ④	常用学	労働者数	50 人
5	所内) 業種※1		M 宿泊業、1	飲食サービス業		6	事美	美内容	飲食サービス業
		所属	歌舞伎町分室					氏名	新宿 三郎 人
7	申請担当者連絡先		電話番号()	所属)※必須					

<sup>※1</sup> 日本標準産業分類(大分類)に基づき、アルファベットと業種名を記入してください。

镁式	<b>片第1号(第8条</b>	:関係)		険適用事 ください		に申請書を作	指	1								氷		
6	雇用保険適用 1 3	事業所 0		0	0	0 0	0 0	- ×		始めに	非正規雇用労	働者とし	. て採用	 L.た場合				
_	11 to W 151 to 20	L+++n	採用した日か	ら対象労	働者の姓:	が変更になって	いる場合は、新	しい姓に加え		規での	採用日と正規ださい。							
	対象労働者の )対象労働者	情報	カッコ書きで	旧姓を記	入し変更	履歴がわかる証	明書を添付して	ください。										
	氏名			東	東京	三郎		en.	た場合はそ	雇用労働  の採用日	者として採用 ) 時点の満年	齡		45	Ĭ	表		
	採用日	令和	6 年	4	月	1 日一	正規軸 (正規転換し	伝換日 た場合のみ)	令和	6	年 9	月	1	目				
		v i	規雇用等コース				☑ 無期	□ 3年以	人上(就職)	氷河期世代	t)	□ 2	年以上	(シニア	世代)			
	コース	□安	定有期雇用コース	z.		労働契約期間		□ 1年以	以上3年未済	<b>満(就職</b> 対	k河期世代)		年以上2	2年未満	(シニア	世代)		
			特定求職者雇用	開発助成	金 (就)	職氷河期世代安	定雇用実現コー	ス) の支給決	定を受けた	-0								
			助成金支給	番号				-							-			
							□支給□	申請額どおりに	支給決定を受け	た。		1						
			支給決定内	引谷	□ 支給□	申請額に対し増額	額又は減額の支統	給決定を受け	た。(申立	書(参考	様式1)の提出	が必要	です。)					
	受給資格確認		以下の東京都の	就職支援	事業に参	加し、職業紹介	を受け、対象労	働者を採用し	た。									
			□ 就活工:	クスプレス	ス事業			□雇用	創出・安定	化支援事	業							
			□ ミドル:	ジ事業(J	obトライ)		□ 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業											
			□ 東京し	ごと塾事業	ž			<ul><li> 成長産業人材雇用支援事業</li></ul>										
			□ 就職チ・	ャレンジョ	多摩事業	(ミドルコース)		□ ものづくり産業人材確保支援事業										
	le.		H n th. b					□ キャリアチェンジ再就職支援事業										
	所属事務所所		区市町村まで)		東京都		新宿区		沂	遣(出向	)の有無	□有	る	☑ 無	L			
		申請日時点 存在地(区市町村まで) 東京都			新宿区		沂	遣(出向	)の有無	□有	る	✔ 無	L					
(2	)対象労働者		対象労働者が	2名以上に	いる場合、	続けて記入して	てください。											
	氏名								D (3E7C4E							歳		
						ı		され			者として採用 ) 時点の満年	齢			Ē			
,	採用日	令和	年		月	日	正規 (正規転換し	され				静 月		日	Ē			
			年 規雇用等コース					され 伝換日 た場合のみ)	た場合はそ	の採用日	) 時点の満年	月	年以上					
	採用日	ΠE		z		日 労働契約期間	(正規転換し	<ul><li>広換日</li><li>た場合のみ)</li><li>□ 3年以</li></ul>	た場合はそ	水河期世代	) 時点の満年	月 □ 2		(シニア		世代)		
		□正□安	規雇用等コース				(正規転換し□ 無期	<ul><li>ご換日</li><li>た場合のみ)</li><li>□ 3年以</li><li>□ 1年以</li></ul>	た場合はそ 令和 人上 (就職:	水河期世代	<ul><li>) 時点の満年</li><li>年</li><li>弋)</li></ul>	月 □ 2		(シニア	世代)	世代)		
		□正□安	規雇用等コース 定有期雇用コース	開発助成		労働契約期間	(正規転換し□ 無期	<ul><li>ご換日</li><li>た場合のみ)</li><li>□ 3年以</li><li>□ 1年以</li></ul>	た場合はそ 令和 人上 (就職:	水河期世代	<ul><li>) 時点の満年</li><li>年</li><li>弋)</li></ul>	月 □ 2		(シニア	世代)	世代)		
,		□正□安	規雇用等コース定有期雇用コース特定求職者雇用助成金支給	開発助成番号	金 (就	労働契約期間	(正規転換し □ 無期 定雇用実現コー	<ul><li>支約</li><li>広換日</li><li>た場合のみ)</li><li>□ 3年以</li><li>□ 1年以</li><li>ス)の支給決</li></ul>	た場合はそ 令和 人上 (就職:	水河期世代	<ul><li>) 時点の満年</li><li>年</li><li>弋)</li></ul>	月 □ 2		(シニア	世代)	世代)		
		□正□安	規雇用等コース定有期雇用コース特定求職者雇用	開発助成番号	金(就	労働契約期間職氷河期世代安	(正規転換し  無期	<ul><li>され</li><li>云換日</li><li>た場合のみ)</li><li>□ 3年以</li><li>ス)の支給決</li><li>-</li><li>た。</li></ul>	た場合はそ 令和 人上 (就職) 人上3年末 定を受けた	水河期世代満(就職が	) 時点の満年 年 七) K河期世代)	月	年以上 2	(シニア	世代)	世代)		
		口安	規雇用等コース定有期雇用コース特定求職者雇用助成金支給	開発助成番号	金 (就 □ 支給 □ 支給	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりに 申請額に対し増	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受ける 額又は減額の支援	され   伝換日   た場合のみ)   日年以   ス)の支給決   た。	た場合はそ 令和 以上(就職) 以上3年未) 定を受けた	水河期世代満(就職が	) 時点の満年 年 七) K河期世代)	月	年以上 2	(シニア	世代)	世代)		
,	コース	口安	規雇用等コース 定有期雇用コー; 特定求職者雇用 助成金支給・ 支給決定内 以下の東京都の	開発助成番号	金 (就) □ 支給・□ 支給・□ 支給・□ す給・□ す給・□ すん・□ すん・□ すん・□ すん・□ すん・□ する・□ する・□ する・□ する・□ する・□ する・□ する・□ する	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりに 申請額に対し増	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受ける 額又は減額の支援	<ul> <li>広換日</li> <li>た場合のみ)</li> <li>□ 3年以</li> <li>□ 1年以</li> <li>ス)の支給決</li> <li>-</li> <li>た。</li> <li>給決定を受け</li> <li>働者を採用し</li> </ul>	た場合はそ 令和 以上(就職) 以上3年未) 定を受けた	水河期世代満(就職が	<ul><li>) 時点の満年</li><li>年</li><li>せ)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(株式1) の提出</li></ul>	月	年以上 2	(シニア	世代)	世代)		
,	コース	口安	規雇用等コース 定有期雇用コース 特定求職者雇用 助成金支給: 支給決定内 以下の東京都の	開発助成番号の容別容別容	金 (就)  □ 支給  □ 支給  事業に参  ス事業	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりに 申請額に対し増	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受ける 額又は減額の支援	され	た場合はそ 令和 人上(就職) 人上3年末) 定を受けた た。(申立 た。)	水河期世代満(就職対	<ul><li>) 時点の満年</li><li>年</li><li>せ)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(株式1) の提出</li></ul>	月 2 1 1	年以上 2   	(シニア	世代)	世代)		
	コース	口安	規雇用等コース 定有期雇用コース 特定求職者雇用 助成金支給: 支給決定 以下の東京都の	開発助成番号の容別容別容	金 (就) □ 支給: □ 支給: 事業に参 ス事業 ジ事業(J	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりにご 申請額に対し増れ 加し、職業紹介	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受ける 額又は減額の支援	され	た場合はそ 令和 人上(就職) 人上3年末) 定を受けた た。(申立 た。)	水河期世代 高(就職が) での採用 を できます できます できます できます できます できます できます できます	<ul><li>) 時点の満年年</li><li>(年)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li><li>(大)</li></ul>	月 2 1 1	年以上 2   	(シニア	世代)	世代)		
	コース	口安	規雇用等コース 定有期雇用コープ 特定求職者雇用 助成金支給 支給決定 以下の東京都の コース コース	開発助成番号 別容 就職支援 クスプレン チャレン ごと塾事 ジ	金 (就)  □ 支給: □ 支拾: □ 支	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりにご 申請額に対し増れ 加し、職業紹介	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受け; 額又は減額の支減 を受け、対象労	され	た場合はそ 令和 以上(就職) 以上3年末 定を受けた た。(申立 た。。	の採用日 水河期世イ 満(就職) 。 書(参考 に係る雇 に係る雇	<ul><li>)時点の満年</li><li>年</li><li>せ)</li><li>k河期世代)</li><li>様式1)の提出</li><li>業</li><li>用創出・安定</li><li>業</li></ul>	月 2 1 1	年以上 2   	(シニア	世代)	世代)		
	コース 受給資格確認		規雇用等コース 定有期雇用コース 特定求職者雇用 助成金支給 支給決定 以下の東京都の	開発助成番号 別容 就職支援 クスプレン チャレン ごと塾事 ジ	金 (就) □ 支給 <sup>1</sup> □ 支給 <sup>2</sup> 事業に参; ス事業 ジ事業(J 業	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりにご 申請額に対し増初加し、職業紹介	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受け; 額又は減額の支減 を受け、対象労	され	た場合はそれ	の採用日本水河期世代 満 (就職が) では、 (就職が) では、 (など後事に任める雇用支援事には、人材確保を対する。	) 時点の満年 年 代) 水河期世代) 様式1) の提出 業 用創出・安定 業 支援事業	月 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年以上2	(シニア	世代)	世代)		
	コース 受給資格確認	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	規雇用等コース 定有期雇用コース 特定求職者雇用 助成金支給・ 支給決定 以下の東京都の 以下の東京都の は活エニー 、 東京し、 、 就職チー	開発助成番号 別容 就職支援 クスプレン チャレン ごと塾事 ジ	金 (就)  □ 支給: □ 支拾: □ 支	労働契約期間 職氷河期世代安 申請額どおりにご 申請額に対し増初加し、職業紹介	(正規転換し □無期 定雇用実現コー 支給決定を受け; 額又は減額の支減 を受け、対象労	され	た場合はそれ (就職) (人上 ( 就職) ( 大上 ( 全本 ) 大上 ( 全本 ) 大上 ( 中立 ) 大上 ( 中立 ) 大上 ( 中立 ) 大正 ( 中立 ) 大	の採用日 水河期世イ 満(就職対 こ。 書(参考) で化支援事 に係る雇 用支援事確保	<ul> <li>) 時点の満年</li> <li>年</li> <li>七)</li> <li>k河期世代)</li> <li>様式1) の提出</li> <li>業</li> <li>用創出・安定</li> <li>支援事業</li> <li>支援事業</li> <li>) の有無</li> </ul>	月 2 1 1	年以上2 です。) る る る る る る る る る る る る る	(シニア	世代)	世代)		

対象労働者が	2名以下であってもこのシー
トを印刷し、	白紙で提出してください。





#### (3) 対象労働者

氏名											働者とし 日) 時点		羚				歳
採用日	令和	年	月	Ħ	(	正規! 正規転換し	転換日 ,た場合の	かみ)	令和		年		月		日		
コース	□正	規雇用等コース		・労働契約期間	_	□ 無期 □ 3年以上		3年以上	(就職)	氷河期世	生代)		_ 2:	] 2年以上(シニア世代)			
	□ 安定有期雇用コース			7) 180 (2,17)				1年以上	3年未	満(就職	找氷河期世	せ代)	☐ 1:	年以上2	2年未満	(シニ	ア世代)
		特定求職者雇用開発助成	(金)	<b>就職氷河期世代</b>	安定雇	用実現コー	・ス) のま	Z給決定	を受けた	-0							
		助成金支給番号					-									-	
		支給決定内容	□支約	] 支給申請額どおりに支給決定を受けた。													
		NAME OF THE STATE	□支約	友給申請額に対し増額又は減額の支給決定を受けた。(申立書(参考様式I)の提出が必要です。)													
受給資格確認		以下の東京都の就職支援	後事業に	参加し、職業経	介を受け	ナ、対象労	働者を持	採用した。	,								
20,622,181,886		□ 就活エクスプレス事業					□ 雇用創出・安定化支援事業										
		□ ミドルチャレン	□ ミドルチャレンジ事業(Jobトライ)					□ 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業									
		<ul><li>□ 東京しごと塾事業</li><li>□ 就職チャレンジ多摩事業 (ミドルコース)</li></ul>					□ 成長産業人材雇用支援事業										
							□ ものづくり産業人材確保支援事業										
								キャリ	アチェン	ジ再就	職支援事	業					
	採用日時点 所属事務所所在地(区市町村まで) 東京都							沂	造(出	向)の有	無	□有	る	□ 無	L		
申請日時点 所属事務所所在地(区市町村まで) 東京都							ĬĪ	遣(出	向)の有	無	□有	る	□無	L			

#### (注意事項)

- ※ 対象労働者が4人以上いる場合、都への申請に当たっては、3人以内の範囲で労働者を選び、上表に記入してください。
- ※ 対象労働者が雇用保険被保険者として登録している雇用保険適用事業所での申請となります。
- ※ 今回の申請において添付する支給決定通知書が複数ある場合は、助成金支給番号をすべて記入してください。
- ※ 国の特定求職者雇用開発助成金において、大企業として支給決定を受けている事業主は本助成金を申請できません。
- ※正規雇用労働者(非正規雇用労働者として採用し6か月未満で正規雇用労働者へ転換した者を含む)又は有期雇用労働者として採用した後、1か月を経過していること。
- ※ 所在地変更等により、雇用保険適用事業所番号が変更されている場合は変更後の事業所番号を記入してください。

#### すべての項目にチェック☑が必要です。

東方郏知東 殿

・固定残業代制を採用していない場合も

**チェック**☑してください。

・みなし労働時間制を採用していない場 合もチェック☑してください。

誓 約 書



りの一般では要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うにあたり、 してください。)

 $\checkmark$ 止規權 む) 🧜 う。

安定

اً ع

DJ.

**♪゚プビド゙゚ニ゙、゙゙゙ニ゙ドスプパドトニト児雇用労働**者(有期雇用労働者として採用し6ヶ月未満で正規雇用労働者へ転換した者を含 ♪れた労働者であること、又は有期雇用労働者(労働契約書に記載された労働契約期間(以下「労働契約期間」とい 上(シニア世代は2年以上)の者に限る)として雇用されている労働者であることを誓約します。

- スについては、有期雇用労働者(労働契約期間が1年以上3年未満(シニア世代は1年以上2年未満)の者に限る) されている労働者であることを誓約します。

- $\mathbf{Z}$ 。者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇い入れに係る事業所で雇用する労働者を、当該労働者の責 対 。 
  †理由による場合や天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合を除き解雇等事業主の都合で離職させ ないことを誓約します。
- 対申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。  $\mathbf{V}$
- ✓ よ。旋業員に支払われる賃金が、就労する地域の地域別最低賃金額を上回っていることを誓約します。
- ☑ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、そ の超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☑ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を締結し、全労働者に対し、協定 で定める上限時間(特別条項を付帯した場合はその上限時間)を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。
- ☑ みなし労働時間制(事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制)において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間 を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- ☑ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- ☑ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していることを誓約します。
  - \*原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月 100 時間未満、複数月平均80時間(年6か月まで)、時間外労働が年720時間以内(ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結 が必要)。
- ☑ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☑ 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないことを誓約します。
- ✓ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☑ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規 定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類 する事業を行っていないことを誓約します。
  - \* 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☑ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)第2条第2号 に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せ ず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、東京都が警視庁に照会することに同意します。

- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者

申請書と同じ表記で記入 し、又は関与していると認められる者

してください。

的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※個人の場合、「名称」

むる書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。

は屋号、所在地は住居地

する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。

を記入してください。

他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。

【者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)の支給決定を受けていないことを誓約します。 者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース又は成長分野等人材確保・育成コース)の申請内容及び支給決定内容に  $\square$ 東京都が国に照会することに同意します。

 $\mathbf{V}$ 玉 \*職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)について、東京都が国に対して情報提供を行うことに同意します。

●年 ●●月 ●●日

の内容に虚偽や不正が、 助成金、対後に発覚した。申請書と同じ日付を記入してください。

> 事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号〇〇ビル

事業主の名称

株式会社都庁サービス

代表者役職·氏名

代表取締役 東京-郎

法者氏名は、署名(代表者自 とし、印鑑は不要です たし、代表者氏名を記名(ワ ドで作成)した場合は、印鑑証明 **書と同じ代表者印**が必要です。

一部項目に変更が生じた場合も、すべての項目を記入してください。

支払金口座振替依頼書

法人用

新規 変更用)

いずれかに〇をつけてください。

令和●年 ●月●●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

住 所 東京都新宿区西新宿2−8−1 ○○ビル□階 ━\*\*\*

印鑑証明書に記載のある 住所を記入してください。

依頼人

(連絡先電話番号 03 (

5321 ) 1111 )

氏 名 株式会社都庁サービス

代表取締役 東京 一郎

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

【氏名】法人の場合は法人名および

代表者役職・氏名を印鑑証明書と 同じ表記で記入してください。

【印】 切とありますが、押印は不要です。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号	(右詰めで記入)		
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店	0 0 0 0 6 7	1	0 1 1	1 1 1 1		
口座名義人(カタカナ) 30文字まで							
カ)トチョウサーヒ	゛ス						

\* 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

#### ご注意

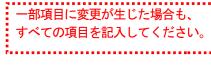
- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 本軍の組入は本軍体にのなど記入くだとい

### 【口座名義人記入上の注意事項】

- ① 小文字は大文字にしてご記入ください(例 「ァ矢印ア」など)。
- ② 濁点(゛)、半濁点(゜)、ピリオドも1文字として記入してください。
- ③ 法人名は略語をご記入ください。
  - (例)株式会社●●→ 力)、●●株式会社→(力

有限会社●●→ ユ)、●●有限会社→(ユ など

- 4 代表取締役の表記は不要です。
- ⑤ 口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおり記入してください。



支払金口座振替依頼書

新規 変更用)

いずれかにOをつけてください。

令和●年 ●月●●日

#### 東京都知事 殿

東京都から私に支払われる<u>東京都就職水河期世代等待遇向上支援助成金</u>は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫信用組合・農協		0 0 0 0 6 7	1	0 1 1 1 1 1 1
Ін/пин і укуль	口座名義人(カク	<u> </u>		
シンシ゛ュク・シ゛	ロウ		!	
		<u> </u>		

\* 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 :1普通、2当座、4貯蓄

#### ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 本東の場合は本東衛所のひご記入くだと

#### 【口座名義人記入上の注意事項】

- ① 小文字は大文字にしてご記入ください(例 「ァ→ア」など)。
- ② 濁点(゛)、半濁点(゜)、ピリオドも1文字として記入してください。
- ③ 口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおり記入してください。

#### はじめに

このエクセルファイルで就職氷河期世代等待遇向上支援助成金の「実績報告書」を作成します。

(実績報告書は「**様式第6号**」の1枚組の書類になります)

※実績報告書だけの提出等書類不足があった場合は受理できません。「提出書類セルフチェックリスト(③実績報告時)」により必要書類をご確認ください。

作成に当たっては下記の手順を参考にしてください。

黄色のセルに必要事項を入力する

黄色のセルに必要事項を入力してください。

入力内容については申請の手引きをよく確認し、プルダウンで選択ができる箇所は選択項目から入力してください。

② □ (チェックボックス) に**√** (チェック) をいれる

申請内容に合わせて必要事項に√を入れてください。

プルダウンで交付申請額を入力すると自動で金○○円の欄が入力されます。

※チェックをいれても計算がされない場合は、エクセルの設定でブックの計算が自動になっているか確認してください。

(ファイル→オプション→数式 から 「計算方法の設定」が「自動」になっていることを確認してください。)



- ③ 実績報告書「様式第6号」を印刷し、**実印(印鑑証明書に登録されているもの)**を押す 必要事項の記入が完了したら、**印刷し(白黒印刷の設定になっています)、** 様式第6号の卿の箇所に実印を押してください ※記入枠にかからないよう、印鑑を押してください
- ④ 完成後のお手続き

書類完成後は申請の手引きに記載のある、<u>他の提出書類とあわせて</u>担当までご提出ください。



東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金(以下「助成金」という。)について、助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

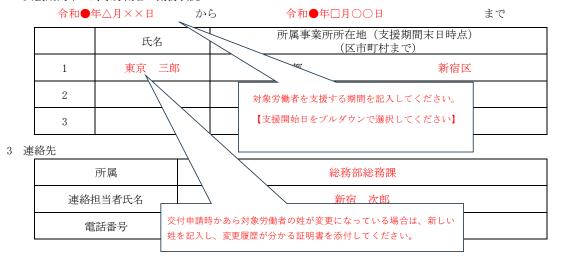


■ 正英 47年/11	7 · 1		
対象労働者数	金額	交付申請額	
1人	300,000 円		
2人	600,000 円	300, 000	円
3人以上	900,000 円		
退職金加算	100,000 円	100,000	円
結婚育児加算	100,000 円	100,000	円
賃上げ加算(最大)	360,000 円	120, 000	円

対象労働者等各項目に係る交付申請額を記入してください。 【安定有期雇用コース】 【金額をプルダウンで選択してください】

対象労働者数	金額	交付申請額
1人	200,000 円	
2人	400,000 円	<b>400, 000</b> □
3人以上	600,000 円	

#### 2 支援期間中の対象労働者の勤務状況







様式第6号(第12条関係)別紙1

# 対象労働者1名につき1部提出してください。

# 指導育成計画書

	事業主の名称	株式会社都庁サービス
	対象者の所属する 事務所の所在地 (区市町村まで)	東京都新宿区 (※面談日時点に所属する事務所)
	対象者氏名	東京三郎
	勤務状況	・週5日週休完全2日制で勤務 ・販売店の目標訪問件数も上がり、顧客との情報交換も良く顧客情報の把 握ができるようになっている。
<b>五談</b>	採用日 実施時に所属してい <u></u>	採用日: <mark>令和○年○月○日</mark> ※非正規社員として採用した場合は正規転換日を記載してください。
る事を さい。	务所を記入してくだ 処性VV米物や	●●商品の営業サポート業務
		なけ中津津と同じが免労働者を記るしてノゼキい。
	業務にあたって必要 な資格、求められる 能力等	交付申請書と同じ対象労働者を記入してください。
	3年後(安定有期雇 用コースは1年後) の到達目標・内容 ※本人と面談の上、 記載ください。 ※次ページの「3年 目の取組目標」欄と 同じ内容としてくだ さい。	<ul><li>①担当エリアの損益管理ができるようになる。</li><li>②後輩のメンターになれるようになる。</li><li>③部署の課題がとりまとめ、改善提案ができるようになる。</li></ul>
	特記事項 (配慮すべき事項な ど)	

対象労働者に身に着けてほしい 知識、技術、能力や達成してほしい 目標等を具体的に記入します。



対象労働者が左記の取組目標を達成する ための具体的な育成方法について記入しま す。また、予定している研修内容について も記入します。

計画> 始日からの育成にかかる3年間(安定有期雇用コースは1年目のみ)の

1年目 え援期間開始日から1年目)

取組目標		具体的な育成方法
①商品知識の習得 ②顧客状況の把握 (販売担当エリア:○○地域) ③販売店の目標訪問件数の	<b></b> 達成	①製品カタログ、マニュアルを使用した社内での研修会(1回/3ヶ月) ②販売店カード(納入実績等)メンター同行による顧客訪問 ③ 販売店カード(納入実績等)を使用した訪問件数の日次チェック
:		コースは3年間、安定有期雇用コースは1年間 入してください。

#### 2年目(支援期間開始日から2年目)

2		,
	取組目標	具体的な育成方法
	①営業力の強化を図る	①ターゲット顧客向け提案型営業の実施(プレゼン資料、POP 広
	②後輩の指導、教育ができるよ	告)
	うにする	②受注の成功事例、顧客獲得などの勉強会を後輩と実施する。自身
	③クレーム対応力をアップする	の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料を作る
		③クレーム事例を一元管理して情報を共有する。その中で対応力を
•		磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る
:	3年目の取組目標は前頁の3	
# F	目の到達目標を記載します。	
· · · · ·		
•	3 年日 (支援期間ト から3 年日	)

3年日(又抜期间席 7かり3年日	)
取組目標	具体的な育成方法
①担当エリアの損益管理ができ	①会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、返
るようにする	品、経費などコストを削減し損益の改善を図る
②後輩のメンターになれるよう	②後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話しをよく聞き困っ
になる	ている事や悩んでいる事へアドバイスする。
③部署の課題をとりまとめ改善	また、自身の経験やノウハウを参考に当面の目標を設定する。
提案ができるようになる	③部署の予算作成から実算管理までの業務を通し、業務の問題点を
	抽出し改善提案を実施する。

面談実施日(支援期間開始日から1ヶ月以内)を記入してください。

自署してください。 また、「所属・役職」も忘れ ずに記入してください。

上記内容について確認しました。

令和○年○月○日 (所属・役職) 営業部 営業第一課長

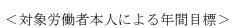
同意しました。

令和○年○月○日 属)

(本人署名)

自署してください。

面談実施日(支援期間開始日から1ヶ月以内)を記入してください。 署名日は**出勤日**としてください。







○支援期間開始日から1年後の目標

対象労働者本人が記入してください。

#### 1年後の目標

商品知識と接客力を身に着け、各顧客に応じた細やかな対応が取れるようになる。 販売店の目標訪問件数を達成する。

- ・事業主、メンター等と相談しながら対象労働者自身で1年後の目標を考え、記入してください。
- ・事業主は対象労働者との面談等を通じて、6か月後及び1年後に本人とともに目標の達成状況について振り返る取組みを実施してください。(目標の達成状況の都への報告は不要です。)

○年次有給休暇の取得計画

取得予定日は5日分すべて記入してください。

年次有給休暇の取得予定日	取得理由(空欄でもかまいません。)
令和○年 ○月 ○日	家族旅行
令和〇年 〇月 〇日	家族旅行
令和〇年 〇月 〇日	
令和〇年 〇月 〇日	
令和〇年 〇月 〇日	卒業式参列

- ・支援期間開始日から1年後までに年次有給休暇を取得する予定の日を記入してください。
- ・取得予定日は5日分を記入してください。
- ・事業主の方は、対象労働者が年次有給休暇を予定日に取得できるようご協力ください。
- ・予定日に取得できなかった場合は、他の日に振り替えてください。

<u>令和○年○月○日</u> (所 属)

営業部 営業第一課

象労働者本人署名)

東京 三郎

面談実施日(支援期間開始日から1ヶ月以内)を記入してください。 署名日は**出勤日**としてください。



捨 印

メンターとは、上司や先輩等で、同じ事務所に 所属し、対象労働者に指導、助言等を行い、相 談を受ける方のことです。

氷

様式第6号(第12条関係)別紙2

# メンター選任・指導報告書

区分	内容	
対象者氏名	東京三郎	支援期間開始日から2週間を目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		女に選任してください。
選任日	令和○年○月○日	
ж.	14 m 2 1 3 3 4 3 m	—— メンターによる指導とは、OJT(0n-t
	【メンター氏名】	Job Training)です。対象労働者に身に非
メンター氏名	新宿 一郎	でほしい知識や技術、能力等について日
(所属・役職・	【所属・役職】	・ 仕事の中でメンターの方が助言、指導を
対象者との	営業課 主任	てください。 <b>研修実施報告書とは異なり</b>
*	【対象者との関係】	の欄にはその時の助言、指導した内容を
導は、支援期間中	営業課の先輩社員	
<u>回以上(3日以</u> → 中生	【指導日】令和○年○月○日	
)_実施してくだ。	【指導場所】営業課 ミーティングル	で注意してください) レーノ
い。目安として、	【指導内容】	Att
か月に1回実施	今月訪問する予定の顧客に適した	製品のカタログ、仕様書を使い
てください。	提案する内容について具体的に説明	月した。
メンターによる		
指導結果	【指導日】令和〇年〇月〇日	
	【指導場所】顧客先 A社応接室	
※指導回数が多	【指導内容】	
い場合は、適宜行		類客へ訪問した時に対象者を帯同させ
を増やして記入		ザーの評判・ニーズなどヒアリングの
ください。	ポイントを指導した。	
	【指導場所】営業課 事務室	
	【指導内容】	
	販売目標の達成に関して、売上管理	甲システムから今年度上期の実績を
	出して担当エリアの売上高が達成し	
	対応を指導した。	
備考		
NHI 🗁		

上記内容のとおり指導を受けました。

対象労働者が目署してください。

会和○在○日○日 (対象者要名) 🎍 🕏 🗃

最終指導日から実績報告提出日までの日付(実績報告書 右上の日付・**出勤日**であること)を記入してください。

#### 対象労働者1名につき1枚提出してください。

印

様式第6号(第12条関係)別紙3

研修は、OFF-JT(Off-the-Job Training)です。

通常の業務(職場)を離れて、対象労働 者の方に身に着けてほしい知識、技術、 能力等の付与を目的に2時間以上実施 してください。

この報告書には実施した研修の内容を

# 研修実施報告書

区分 内 容 対象者氏名 東京 三郎 具体的に記入してください。 対象者の 営業職としての心構え、商品知識の習得、営業の基本の再認識と倫理規定に 研修受講 (実施) 沿った行動基準を習得するため 目的 【研修名】 初心者向け営業研修 【講師役職・氏名(※社内研修の場合)または実施機関名(※外部研修の場合)】 株式会社都庁エデュケーション 外部研修の場合のみ記入 が必要です。 【研修の内容】 新任営業から営業2~3年目を対象に営業職としての心構え、 営業の基本習得、ケーススタディによるロールプレイング実践 【実施日】 研修計画 令和○年○月○日~○月○日 【受講時間数(※2日以上受講する場合は時間の内訳を記載してください。)】 7時間(内訳:令和○年○月○日に3.5時間、●月●日に3.5時間) 【実施場所】 東京都千代田区×××× オンライン研修の場合 外部機関(会社)と本人(会社または在宅)のオンラインで受請 【研修受講の状況】 上記研修計画どおり実施した □ 計画に変更があった 【計画の変更内容(上記研修計画から変更があった場合に記載)】 対象者の 研修受講結果

※研修内容が分かる研修通知、パンフレット、テキストのいずれかを添付してください。 ※内容が異なる研修を複数回実施した場合は、別様式で提出してください。

上記内容のとおり研修を受講しました。

令和○年○月○日 (対象者署名)

研修実施日から実績報告提出日までの日付(実績報告書 右上の日付・出勤日であること)を記入してください。



2. 賃金の状況



### 賃金支払実績確認表(月給制)

#### 1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	株式会社都庁サービス
賃金引上げ対象従業員	東京 史郎

### ※交付申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。 (1) 支援期間の前月及び前々月の時間単価

年間の総所定労働時間÷12=⑥月平均所定労働時間 (端数処理なし)

(①基本給+②~④の手当て) ÷⑥月平均所定労働時間 = ⑦時間当たりの賃金額(端数処理なし)

(-,	(=) (=)							
		1	2	3	4	5	<b>6</b> = <b>5</b> /12	7=(1+2+3+ 4)/6
支 払 日	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	基本給(円)	手当 (円)	手当 (円)	その他手当 (円) F	年間の総所定 労働時間 小訳: (時間)	1 か月の所定 労働時間 (平均)	時間当たり 賃金額 (円)
0.0	RO.O.O RO.O.O	185,000	30,000	25,000		1,940	162	1,484.54
0.0	RO.O.O RO.O.O	\$5,000	30,000	25,000		1,940	162	1,484.54
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均:								1,484

		`		@ J1 <u></u>	の前の至中にたって久広がれ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	w (O) 05 1 25 .	1,707	
(2)支	(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間 賃金計算に該当する期間の出勤簿を提出してください。			2か月の平均額	類(1円未満切り指	<b>全て)</b>			
		11)	12	13	(4)	15	16=15/12	(1)=((1)+(2)+(3)+ (4)/(6)	(8) = (7) - (8)
支	賃金計算期間	基本給			その他手当 (円)	年間の総所定	1か月の所定		時間当たり賃金額の
払日	上段:始期 下段:終期	(円)	手当 (円)	手当 (円)	内部	労働時間 (時間)	労働時間 (平均)	賃金額 (円)	引上げ前からの昇給額 (円)
0.0	RO.O.O	195,000	30,000	25,000		1,940	162	1,546	62
	RO.O.O								
0.0	RO.O.O	195.000	30.000	25,000		1.940	162	1.546	<b>△ 62</b>
	RO.O.O	133,000	30,000	23,000		1,540	102	1,540	

#### 3. 賃金引上げ額についての確認

=時間当たりの賃金額(1円未満切り捨て)

(⑪基本給+⑫~⑭の手当) ÷月平均所定労働時間

2か月目及び3か月目それぞれの時間単価(1円 ☑ 引上げ後2か月間の各計算期間における時間当たり賃金額は、引上げ前に比べて60円以上上回っている。 未満切り捨て)が⑧の平均額を60円以上上回っ

ていること。

☑ 引き上げ前の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を上回っている。

☑ 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を60円以上上回っている。







令和●年●月●●日

価(1円未満切り捨て)が⑧の平均額 を60円以上上回っていること。

#### 賃金支払実績確認表(日給制)

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員 ①日給÷⑤日平均所定労働時間=時給 ②毎月支払われる諸手当÷⑦月平均所定労働時間=時間当たりの諸手当 肋成対象事業者 株式会社都庁サービス 時給+時間当たりの諸手当=⑧時間当たり賃金額 (すべては数処理なし) 賃金引上げ対象従業員 東京 史郎 ③所定労働時間÷④週所定労働日数=⑤日平均所定労働時間 2. 賃金の状況 ⑥年間の総所定労働時間÷12 (端数処理なし) ※交付申請時に提出 =⑦月平均所定労働時間 (端数処理なし) (1) 支援期間の前月及び前々月の時間単価 8=1/5+2 5=3/4 2 3 4 6 7=6/12 /⑦ 賃金計算期間 1週間の 1日の 年間の 1か月の 時間 支 毎月支払われ 1週間の 上段:始期 日給 総所定 所定労働時間 総所定 所定労働時間 当たり 払 る諸手当 所定労働時間 下段:終期 労働日数 (平均) 労働時間 (平均) 賃金額 日 (円) (円) (時間) (日) (時間) (時間) (時間) (円) RO.O.O 10.500 15.000 38.75 7.75 1.930.00 160.83 1.448.10 RO.O.O RO.O.O 10,500 15,000 38.75 5 7.75 1,930.00 160.83 1,448.10 RO.O.O ⑨引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑧)の平均: 1,448 2か月の平均額(1円未満切り捨て) (2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価 18=11/15+12 11 (12) 13) 14) 15=13/14 16 17=16/12 9 = 8 - 9/(17) 賃金計算期間 1週間の 1日の 年間の 1か月の 時間 時間当たり賃金 支 毎月支払われ 1週間の 上段:始期 日給 総所定 所定労働時間 総所定 所定労働時間 当たり 額の引上げ前か 払 る諸手当 所定労働時間 下段:終期 労働日数 (平均) 労働時間 (平均) 賃金額 らの昇給額 日 (円) (時間) (時間) (時間) (時間) (日) (円) RO.O.O 64 11,000 15,000 38.75 5 7.75 1,930.00 160.83 1,512 RO.O.O RO.O.O 160.83 64 15,000 38.75 5 1,930.00 11,000 7.75 1,512 RO.O.O 3. 賃金引上げ額についての研 ①日給÷⑤日平均所定労働時間=時給(端数処理なし) 引上げ後2か月間の ②毎月支払われる諸手当÷①月平均所定労働時間=時間当たりの諸手当(端数処理なし) 時給+時間当たりの諸手当=⑧時間当たり賃金額(1円未満切り捨て) 引き上げ前の時間当 2か月目及び3か月目それぞれの時間単 ☑ 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を60円以上上回っている。

※上記チェックボックスについては、入力をした場合もセルが黄色のままです。



令和●年●月●●日

#### 賃金支払実績確認表 (時給制)

#### 1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員



#### (2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単

		11)	12	13	14=13/12	15=11+(12/14)	(16) = (15) — (G)
支 払 日	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	時間額 (時給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (月給) (円)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1 か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間当たり 賃金額 (円)	時間当たり賃金額 の引上げ前からの 昇給額 (円)
0.0	RO.O.O	1,200	8,000	1,970.00	164.17	1,248	63
0.0	RO.O.O	1,200	8,000	1,970.00	164.17	1,248	63

#### 3. 賃金引上げ額についての確認

- ☑ 引き上げ前の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を上回っている。
- ☑ 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を60円

2 か月目及び3 か月目それぞれの時間単価(1円未満切り捨て)が⑥の平均額を60 円以上上回っていること

いる。

※上記チェックボックスについては、入力をした場合もセルが黄色のままです。



令和●年●月●●日

#### 賃金支払実績確認表 (出来高払制)

#### 1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者 株式会社都庁サービス

東京 史郎 賃金引上げ対象従業員

2. 賃金の状況 ※交付申請時に提出す ※③歩合給には、最個

⑤年間の総所得総労働時間÷12 =⑥月平均所得労働時間 (端数処理なし)

(①固定給+②毎月支払われる諸手当) ÷⑥月平均所定労働時間=時給 ③歩合給÷④月間総労働時間=時間当たり歩合給 時給+時間当たり歩合給=⑦時間当たり賃金額

(すべて単数処理なし)

(1) 支援期間前の時間単価(1年分を記載すること)

(1)支援	1) 支援期間肌の時間単価(1年分を記載すること)							
		1)	2	3	4	(5)	©=©/12	7=(1+2)/6 +3/4
支 払 日	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給)(※) (円)	月間総労働時間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
0.0	RO.O.O RO.O.O	153,000	5,000	42,000	188	2,030	169.17	1157.39
0.0	RO.O.O RO.O.O	153,000	5,000	42,000	205	2,030	169.17	1138.87
0.0	RO.O.O RO.O.O	153,000	5,000	42,000	200	2,030	169.17	1143.99
0.0	RO.O.O RO.O.O	153,000	5,000	42,000	198	2,030	169.17	1146.11
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1248.77
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1239.03
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1248.77
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	190	2,030	169.17	1271.32
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1239.03
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1248.77
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1248.77
0.0	RO.O.O RO.O.O	170,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1248.77
	⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均:							1,214

#### (2)支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

1年の平均額(1円未満切り捨て)

		(11)	(12)	13)	14)	15)	16=15/12	①=(①+①)/⑥ + ①3/④
支 払 目	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	固定給 (最低保証額) (月給)	毎月支払われる 諸手当	歩合給 (最低保証額) (月給)	月間総労働時間	年間の 総所定 労働時間	1か月の 所定労働時間 (平均)	時間 当たり 賃金額
		(円)	(円)	(円)	(時間)	(時間)	(時間)	(円)
0.0	RO.O.O RO.O.O	175,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1,268
0.0	RO.O.O RO.O.O	176,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1,284
⑧引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑰)の平均:							1,276	

(3) 引上げ後の賃金の状況(引上げ後2か月間)

18-8 62 賃上げ額(円)

'⑪固定給+⑫毎月支払われる諸手当) ÷⑯月平均所定労働時間= 時給(端数処理なし) ③歩合給÷月間総労働時間=時間当たり歩合給(端数処理なし) 時給+時間当たり歩合給=⑪時間ん当たり賃金額(1円未満切り捨て) ①2か月の平均=18 (1円未満切り捨て)

#### 5. 賃金引上げ額についての確認

- 引上げ後2か月間の時間当たり賃金額平均(⑱)は、引上げ前1年間の時間当たり賃金額平均(⑧)に比べて60円以上上回っている。
- ☑ 引き上げ前の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を上回っている。
- ☑ 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を60円以上上回っている。

# ※上記チェックボックスについては、入力をした場合もセルが黄色のままです。 51

様式13号(第12条関係)



令和●年●月●●日

## 結婚・育児支援制度整備確認票

1. 助成対象事業者

事業主の名称:株式会社都庁サービス

2. 整備する結婚・育児支援制度

支援期間中に、下記に掲げる結婚・育児支援制度のうち、休暇制度から2つ、又は休暇制度及び一時金制度から1つずつ選び、整備(導入)した制度を記入してください。

○休暇制度

結婚休暇、母子保健健診休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、子供の看護等休暇

○一時金制度

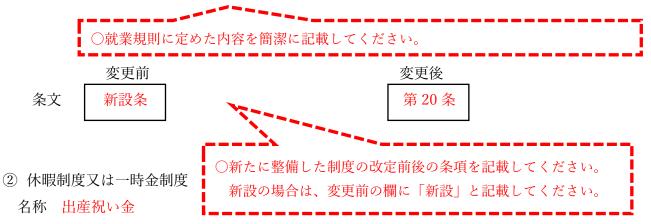
結婚祝い金、新居の移転に伴う一時金、出産祝い金、入学祝い金

○既に慶事休暇等の名称で、結婚した場合の特別休暇がある場合は対象となりませ

① 休暇制 ん。他の実施していない特別休暇をしてください。

名称 結婚休暇

内容 従業員が結婚する場合に、引き続く5日間の有給休暇を承認することとした。



内容 従業員に子供が生まれた場合に、子供1人につき3万円支給する。

 変更前
 変更後

 条文
 新設条
 第 12 条

様式第10号(第15条関係)





# 委 任 状

### 東京都知事 殿

### <提出代行者>

住	東京都千代田区九段下●丁目●番●号
法人名又は屋号	●●社会保険労務士事務所
代表者役職・氏名	代表 ●● ●●
(担当者氏名)	$\triangle \triangle  \triangle \triangle$
電話番号	0 3 (0000) 0000

上記の者に対し、「東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金」の提出代行に関する手続き の権限を委任します。ただし、委任事項に対する東京都からの問い合わせについて、誠実に対応 することを誓約いたします。



申請書と同じ日付を記入してください。

印鑑証明書と同じ表記でお願いします。【法人・個人共通】 ※ 個人の場合、「名称」は屋号を記入してください。

### <委任者>

事業主の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(	○○ビル□
事業主の名称	L LINE OF THE LINE OF THE LANGE	印鑑証明書と同じ代表者印を 押印してください。
代表者役職・氏名	代表取締役 東京 一郎	(FI)
電 話 番 号	0 3 (××××) ××××	×

本手引き「第8の1 交付申請の撤回」に記載の撤回届提出期限までに申請した対象労働者全員 を対象外とし、申請を取り下げる場合に提出してください。



様式第5号(第10条関係)

捨印

令和●●年 ●月 ●●日

#### 東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入 してください。【法人・個人共 通】※個人事業主の場合、「名 称」は屋号を所在地は住居地 を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番 1号 ○○ビル□階

事業主の名称 株式会社都庁サービス 代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 印

> 印鑑証明書と同じ代表者印を 押印してください。

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金

交付申請書の右上に記入した 提出日を記入してください。 申請撤回届

令和●年●月●●日付申請書により申請を行った東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金について、東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請します。

申請を撤回する理由を具体的に記入してください。

1 申請撤回理由

支援期間開始日までに対象労働者○○○、●●●●への支援体制が整わないため。

交付申請後に申請事業主に係る変更をする場合、凍やかに提出してください。

印

提出日(郵送の場合は発送日)を記入 してください。



令和●年●●月●●日

変更後の印鑑証明書と同じ表記で記入してください。【法人・個人共通】 ※個人事業主の場合、「名称」は屋号 を所在地は住居地を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 ○○ビル□階

事業主の名称株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京 太郎

# 東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金

交付申請書の右上に記入した 請事業主に係る事項の変更報告書 提出日を記入してください。

令和●年●月●●日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代事業主に係る事項(名称、所在地、代表者等)を下記のとおり変更したの上支援助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて

印鑑登録された代表者印に変更があった場合は新しい印を押印してください。変更がなければ申請時と同じ印を押印してください。

記

1 変更事項

変更前

代表取締役 東京 一郎

変更後

代表取締役 東京 太郎

所在地が変更になった場合は、郵便番号も記入してください。

2 変更理由

令和○年○月○○日付で代表者が変更

事業主の形態、変更内容によって、本様式に添付していただく公的書類等が異なります。 次ページに記載の「変更報告書(様式第8号)提出の際に添付が必要な書類一覧」をよくご 確認のうえご提出ください。

# 氷

# このページは提出不要です。

# 変更報告書(様式第8号)提出の際に添付が必要な書類一覧

# 【法人の場合】

変更事項 提出書類	名称	所在地	代表者氏名	代表者印	振込口座
<b>印鑑証明</b> (原本1通、発行後3か月以内)	0	0	0	0	_
<b>支払金口座振替依頼書</b> (「変更用」に〇印)	0	0	0	0	0
<b>通帳、キャッシュカード</b> 等の写し ※口座名義人(カタカナ又はアルフ ァベット)が記載されているもの	-	1	_	-	0
<b>商業・法人登記簿謄本</b> (原本1通、発行後3か月以内)	0	0	0	_	_

# 【個人事業主の場合】

変更事項 提出書類	事業地・屋 号等の名称	事業地の 所在地	代表者 氏名	代表者の 居住地	代表者印	振込口座
<b>印鑑証明</b> (原本1通、発行後3か月以内)	_	_	0	0	0	_
<b>支払金口座振替依頼書</b> (「変更用」に〇印)	0	0	0	0	0	0
<b>通帳、キャッシュカード</b> 等の写し ※口座名義人(カタカナ又はアルフ ァベット)が記載されているもの	_	I	I	_	_	0
<b>個人事業の開業・廃業届出書</b> の写し(変更)	0	0	1	_	_	_
個人事業主の変更履歴が分かる 証明書( <b>住民票</b> 等)			O	O		

# 【個人から法人になった場合(法人成り)】

提出書類	備考
<b>印鑑証明</b> (原本1通、発行後3か月以内)	法務局で証明された法人としてのもの
<b>個人事業の開業・廃業届出書</b> の写し (廃業)	
法人設立届の写し	事業年度が記載されていること
<b>商業・法人登記簿謄本</b> (原本1通、発行後3か月以内)	

様式第9号(第18条関係)

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してくたださい。【法人・個人共通】※個人事業主の場合、「名称」は屋号を所在地は住居地を記入してください。

捨 印 提出日(郵送の場合は発送日) たんたん を記入してください。



事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番 1号 ○○ビル□階

事業主の名称 株式会社都庁サービス 代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金

交付申請書の右上に記入した 提出日を記入してください。

中止承認申請書

印鑑証明書と同じ代表者印 を押印してください。

令和●年●●月●●日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金について、東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り事業



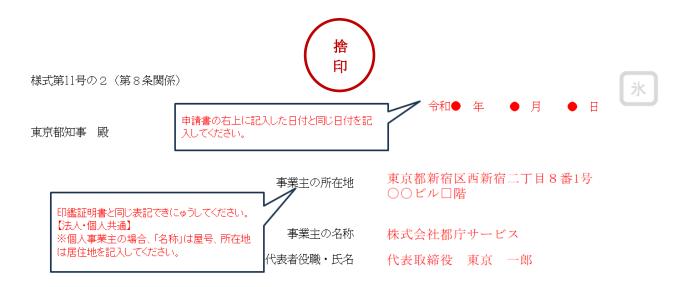
中止を申請します。

記

 中止する内容 対象者○○の支援の中止

2 中止する理由

対象者○○が令和●年●月●日付で退職し、支援事業ができなかったため。



同意書(東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金)

下記の対象労働者について、東京都の就職氷河期世代を対象とした就職支援事業を活用し求職者の紹介を受け、採用したことを確認するため、東京都が各事業の委託事業者に照会することについて同意します。

対象労働者	氏名	(フリガナ)	トウキョウ サブロウ				
		(漢字)	東京 三郎				
	生年月日	1977	年	1	月	1	H

	生年月日	1977	年	1	月	1	日		
	就職支援事業名称								
	□ 就活エクスプレス事業								
	□ 東京しご	と塾事業	対	対象者が利	用した支援署	事業(こ <b>☑</b> を入れ	てください。		
東京都の就職氷河期世代を	□ ミドルチ	ヤレンジェス(Jo	obトライ)						
対象とした就職支援事業	☑ 雇用創出	・安定化支援事業							
の名称	□ ものづくり産業人材確保支援事業								
	□ 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業								
	□ 成長産業人材雇用支援事業								
	□ 就職チャレンジ多摩事業 (ミドルコース)								
	□ キャリアチェンジ再就職支援事業(就職氷河期世代コース)								
採用年月日	令和	6	年	4	月	1	Ħ		
正規雇用・非正規雇用を問わ 初の採用年月日を記載してくれ		付、採用した当							
上記の内容に、間違いありませ	<i>ن</i> .		対象労働者	が自著し	てください。				
対象労働者署名:	Ř	東京	=	1	郭				



# 提出日(郵送の場合は発送日)を 記入してください。



(参考様式)

令和●年●月●●日

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してく ださい。【法人・個人共通】※個人事 業主の場合、「名称」は屋号を所在地 は住居地を記入してください。 事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 ○○ビル□階

事 業 主 の 名 称 株式会社都庁サービス 代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 ©

申立書

印鑑証明書と同じ代表者印 を押印してください。

令和〇年〇月〇日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代等待遇向上支援助成金について、下記の通り実施していることを申し立ていたします。

記

<対象者> 東京 三郎

<原因> 東京三郎の研修実施報告書にある実施日について、●月●日( ) の外部研修受講日が出勤簿において出勤となっていない。

<申立内容> 出勤簿は記入漏れとなっていますが、東京三郎は●月●日() に外部研修を受講しており、それについて時間外勤務手当を支給し ていることを申し立ていたします。

以上

令和● 年 ● 月 ●

ш

(参考様式2)

〇〇物産株式会社

事業主の名称

指導育成計画書 年間スケジュール表 ( 合和●年 8 月 1 日 ~ 合和●年 7 月 31 日)

③後輩と受注の成功事例、顧客獲得などに関する勉強会を実施 自分の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料作成 ④自分と同僚のクレーム事例を一元管理して情報を共有する その中で対応力を聴きクレームの問題解決マニュアル化を図る P0P) ①会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、 返品、経費なビコストを削減し損益の収魯を図る ②後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話しをよく聞き 困っている事や悩みでいる事ヘアドバイスする。また、自分 の経験やノウハウを教え当面の目標を設定してあげる ᄪ ○売上未達の要因分析と改善策の検討(メンダーとも相談) 売上分析によるターゲット顧客の抽出。攻略方法の検討 ◎部署の予算作成から実績管理までの業務を通し、業務の 問題点を抽出し改善提案を実施する ②ターゲット顧客向け提案型営業の実施(プレゼン資料、 年間の取組結果 対象を記る場合の関係 目標達成のための手段・方法 目標達成のための手段・方法 課馬 次郎 阿莱骥 軍 0 0 部署名・役職 袙 戥 所属長 ③部署の課題をとりまとめ 改善提案ができるように なる ①担当エリアの損益管理が できるようにする ①担当エリアでの売上増 (前年比□□%アップ) ②後辈のメンターになれ るようにする 2年目の取組目標 3年目の取組目標 ◎後辈の指導、教育が できるようになる ◎営業力の強化を図る ⊕クレーム対応力を アップする 0 0 △△商品の基本的な製品知識 商品説明、販売ができる接客力 と目標達成 щ ш 計画開始から12ヶ Щ 0 0 枡 業務にあたって 必要な資格、求 められる能力等 国際日 作成後の実施記入例 計画開始から9ヶ月 ш Щ 0 0 枡 国際日 △△商品の販売 m ш 作成後の記入例 計画開始から6ト Щ 浜舗 字 栄輸 圣 浜舗 定 續 定 浜 安 標 定 州 定 纜 纖 子 策 籍 枡 ₩ 烞 Ж 朴 ₩ 肿 肿 現在の 業務内容 の応望環状イニュアル ②イニュアルン発用による応望環状 の図得と日報のよる「報道技) 目標達成のための ①手段・②方法 国際日 攻略店の ①製品カダログ,マニュアル ②社内での研修会 (1回/8ヶ月) ①販売店カード(納入実債等) ②メンダー同行による 顧客訪問 ①販売店カード(納入実徒等) ②訪問件数の日次チェック ①販売管理システム ②売掛金、未回収のチェック ●さらなる製品的類の留得が め類・特に○○製品でその のメンターとよく相談して スインターとよく相談して スインタール)を乗行する スケジュール)を乗行する の表上目標の事業に顧問を指 の指指不便の非確に翻逐を指載 のお店へでとが原因と思か れる。それるの数番で活売 上値を要示する ①見積者、注文書など②注文内容の確認と ダブルチェック ①売上管理システム ②日次、月次の売上、3 売上管理 ●商品の治用や応用面が不足 ●動物・需要の問題が不十分 ●洗上目標の永確 (建成年: × × %/3ヶ月) ●助間件数の未養 既存在口の千/月→在千/月 期线店口の十/月→在十/月 令和●年●月●日 計画開始から3ヶ月 大郎 阿莱課 田田田 販売目標の達成 (目標金額:x,xxx万円/年) 販売店訪問件数 (目標値:既存店口口件/月 新規口口件/月 国談日 売掛金のフォローと未回収の ゼロ化(1回/四半期) ů, 取組目標 部署名 田名 顕客情報の把握 (販売担当エリア : 〇〇地域) クレーム対応力ア 区 拉蒙布 商品知識の習得 **海属 長** 滅罪の構薬 対象権 本人と面談の上進捗状況を記載して下さい